

# 南北朝期の肥後国守護について

— 菊池 武光 まで —

山 口 隼 正

## 〔一〕 は じ め に

南北朝期の九州各国の守護の実態について、これまで若干を発表してきた<sup>(1)</sup>。今回は、肥後国を取り挙げたい。

鎌倉期の当国は、後半、守護職は概ね北条一門にあり<sup>(2)</sup>（佐藤進一『鎌倉幕府の守護制度の研究』）。その所領も多く分布し、九州における北条氏勢力の一大拠点であった。また、当国は、古来、九州唯一の「大国」であり、菊池氏・阿蘇氏など有力な在地領主が幡臨していた。これらの点が、鎌倉期当国の政治的特色といえよう。

南北朝期の当国守護については、一・二の年表に示されるが<sup>(3)</sup>（西園虎之助『新日本史年表』中央公論社刊、高柳光寿・竹内理三編『角川』、熊本果の歴史『文画堂刊』①とは同）、かなりの疑問点に気付く。また総合的考証の公表はない。

さて、主題の究明に当たり史料蒐集を行なうと、他の九州諸国に比べて、極めて関係史料が多く、特に南朝側による書状が多い。当国の政治情勢は複雑で、守護など公的権限の分析を一層困難にさせる。当国は、九州における反武家勢力の拠点であった。

〔注〕

(1) 日向Ⅱ豊日史学34の2、大隅Ⅱ九州史学35・36・41、薩摩Ⅱ史学雑誌76の6、肥前Ⅱ鹿大史学15、筑後Ⅱ日本歴史250・251

(2) 石井進「九州諸国における北条氏所領の研究」(『竹内理三博士還暦記念会編』『荘園制と武家社会』所収)で、当国には阿蘇社など一三カ所の検出がある。なお守富荘を、曾て杉本尚雄氏

（『肥後国守富荘史料』の編者）が北条氏所領に加えたことに対して、石井氏は「私にはその確証を発見することができなかった」と否定的見解をとられる。

然し、私は、つぎを徴証に、同荘を北条氏所領に改めて加えたい。①阿蘇家文書(五二号) 正平十一年六月 恵良惟澄申状案に「一、肥後国守富庄地頭職事、略中当庄者、前代相模国司譜代之所領也」とあり、②三聖寺文書(三

聖寺領文書惣目録に「一結 肥後国守富庄内榎津国斤本札西倉等吉田殿并潮音院殿御寄進状等」一通 関東公文所奉書(正和五年九月廿八日)等とみえる。

①は杉本編『守富荘史料』にあるが、②はみえない。特に②から、鎌倉期に当荘が北条氏所領→三聖寺領(同寺は、弘安六年に)たる事実を、①の補強としても、新たに確認できる。いうまでもなく、「関東公文所」とは得宗家(相模守)の家務機関で、「梶取職」の存在は北条氏が当荘(榎津は、緑川の支)を水運上の要地として把握したことを示す。

## 〔二〕 大 友 氏 泰

(A) 鎮西探題の滅亡と建武政権の成立

元弘三年(一一三三)五月末、九州における北条政権の牙城鎮西探題が打倒された。九州諸国の多くの武士が参加し、当国の相良氏等も協力したと思える(相良家文書、一一六四号)。

久し振りに「公武一統」がなった。この六月、事実上、建武政権が成立、後醍醐天皇綸旨を法の源泉に具体的諸方策が打ち出される。当国で

も、七月、諸国平均安堵法が發布され(相良家文書、一七五七号)、八月、阿蘇大宮司惟直(阿蘇家文書、一七五七号)や詫磨宗直(詫磨文書、七卷一七号)らの当国内所領は安堵された。一〇月二日、「肥後国甲佐・健軍・郡浦等三社、止本家領家之号、付本社可令管領」との後醍醐天皇綸旨が阿蘇大宮司(直惟)宛に出された(阿蘇神社文書七号)。いわゆる「官社解放令」(佐藤進一『南北朝の動乱』一七〇頁)である。右の三社は、当国一宮阿蘇社の末社で、前代、本社とともに、安楽寿院＝皇室領であった。本社も、同解放令の対象になったと推測される(村田正志『南北朝史論』一三二頁、過庭『政治経済論』一八巻・二号)。また、同日「阿蘇郡四至堺事、任承歴国宣(立荘券文か)、可致沙汰」との綸旨(本領安堵)が大宮司(直惟)に宛てられた(阿蘇神社文書六号)。加えて、翌三日、彼は「豊後国大佐井、筑前国下座郡地頭職、可令支配一族」なる綸旨を受け(阿蘇家文書、一七五七号)、一二月、前大宮司(惟時居権の父、隱)は筑前国下座郡内田地を光永又四郎・瀬田弥九郎に配分した(同下、一七三三)。前代、本社・三末社の預所・地頭兩職を始め、特に社領小国郷満願寺の建立者北条治時が「阿蘇」氏を称するの象徴的だが、阿蘇社(及び社領)の實質的支配は北条氏にあった。これらは、建武政権の朝敵所領没収令により、北条氏の手から離れた(七彩本『中世の神社と社領』一七四頁以降、石井前掲論文)。以上の事実が、爾後、阿蘇社(同社領)が中央権門の支配から離れ、所領を国外＝全九州的に拡大し、本社＝大宮司家が領主制く領国制を推進させるに重要な意義がある。惟時には、早くも建武期に一族宛の一見状(阿蘇家文書、一七五七号)や「代官職」宛行状(同下、一七五七号)等があり、領国制志向の兆候といえよう。

さて、翌建武元年正月、規矩高政・糸田貞義の反乱が勃発した。何れも北条氏一族で、前者は当国、後者は豊前国と、鎌倉＝北条政権滅亡時の九州守護であった。この事件は、諸評価があるうが、反建武政権たることは否めない。この鎮定に、肥前・筑後・豊前・筑前・肥後など北九州諸国の武士が参加し、少武氏(頼尚)・斎藤氏(正通、大友)が戦功認定している(いづれも出典を挙げるのは、却)。七月には鎮定された。残念に、当国の高政

与同者(有無)、公家政権側の対応は、明確な史料は教えてくれない。

(B) 大友氏 泰

さて、この建武新政期、当国守護はだれであろうか。

雑訴決断所牒 大友千代松丸

詫磨別当太郎宗直申、肥後国大浦・皆代地頭職高政跡事(規矩)

牒、件地頭職事、先度被仰武重候処、不事行(云々、於) 事实者、太不

可然、早任 綸旨、可沙汰居宗直於下地之状、牒送如件、以牒、

建武二年九月卅日

中納言兼大藏卿左京大夫判事侍從藤原朝臣(花押)

(他、六名連署、略)(詫磨文書、三卷三三号)

先ず、◎に該当する同年六月一日付「肥後国衙」宛の雑訴決断所牒が現存し、これに「任去年十一月廿六日 綸旨、可沙汰居宗直」とある(同四)。ここに、◎武重は「国衙」に当たり、◎とは宛行綸旨で、後醍醐天皇綸旨(◎)↓雑訴決断所牒↓国衙なる手続で当地が宛行＝遵行(①)「沙汰居」される。◎武重を、現に、国人も「肥後守」と称す(例、深堀文)。宛先◎は、氏泰の幼名で、守護の位置といえよう。対象地◎は、ともに飽田郡(説摩文書五卷二二号以下、石井前掲論文)にあり(説摩文書五卷二二号以下、石井前掲論文)、得宗領であった(◎)。両地は、詫磨氏(当国守護)にとつて従来の所領にはみえず、ここに、朝敵没収令の結果、新恩として宛行われた(◎)。在地勢力のため宛行の実現は困難で、宗直は遵行申請の解状を提出し、建武二年六月、雑訴決断所牒が「国衙」(武)宛に発せられた(◎)。然し、◎の状況である。或いは、武重自身が在地勢力の主体かもしれない。

他に当国々衙・守護所宛の雑訴決断所牒として、阿蘇大宮司惟直(阿蘇家文書八号、阿蘇家)・詫磨宗直(詫磨文書、七卷一七号)に対する本領安堵の綸旨を施行したものがある。本領安堵の場合も、遵行は極めて困難であった。

守護氏泰の当国経営にとり人的基盤は、明確にできない。他の管国と

同様、或いは大友正全が守護代として経営を担当したのかもしれない(別稿「国上使について」)。 (純摩文書三卷三、四号・三五号)。(注) 物的基盤だが、当時、当国で大友惣領家の所領は検出できない。

以上、当国守護は大友氏泰で、国司とともに建武・公家政権の一翼を担っている。彼の守護たる徴証は先掲の雑訴決断所が唯一で、発給文書は遺らず、当国経営の実態は不明確である。彼が幼少で、本国(後豊)でなく、また経営基盤が極めて脆弱なことに、帰因しよう。当時の彼の管国、肥前・日向の場合に似る。「肥後守」武重との相互間の文書等も遺らない。

〔補遺〕

因みに、当時の当国々衙だが、「肥後守」は菊池氏の惣領武重である。同氏は、古来、当国北部菊池郡の郡司で、やがて有力な大宰府々官、さらに平安後期には国衙機構に進出して譜代の「肥後守」となる。鎌倉期には、国外にも所領・所職を有し、在地領主制を展開させた。武重当時の菊池氏内部には、惣領を頂点に、一族による寄合衆Ⅱ内談衆が組織され、ここで国務(公権)がなされたために、もはや改めて公的な国衙機構を必要としない(杉本『菊池氏三代』一、三三八―四四五頁参照)。

一方、大宮司阿蘇惟時は綸旨により「肥後国上使」に任命される(阿蘇書下)。 「国上使」とは、殆ど研究がないが、建武政権の成立、特に雑訴決断所の設置に伴ない、国司・守護とともに各国に公的・制度的に置かれた。それには、権力側の強制執行を実現すべく、当該国(或いは隣国)の武力・軍事力を有するものが任命される。阿蘇大宮司家は恰好な例といえる。任務は、現地(在国)では①遵行②検田など国内状況の調査に当たり、③その報告(注進・請文)のために中央に赴く(上洛)必要がある。建武政権下の「国上使」は、特に遵行権(①と③)のある点で、室町期に広く荘園領主側によって設置された「上使」とは差異があ

らう。従来、惟時にはこの事実の指摘だにない(月刊歴史二八号参照)。

〔注〕

(1) 下って、阿蘇家文書(七八頁)正平十九年七月十九日 大宮司惟澄讓状に「為嫡子、四箇社領、本家・領家・地頭兼大宮司職、相副 綸旨・令旨、同重代之証文等、所譲于子惟村等」とみえ、官社解放令の結果を象徴する。

(2) 宛名②が、官名(「守護所」)でなく、実名であるのが聊か気にかかる。抑々、遵行文言①を有つ雑訴決断所牒の受命者となることは、その所領に対する直接の当事者ではなく、あくまで公的立場である。一般には「国衙」「守護所」宛だが、他に「国上使」宛(出雲国三万屋文書一語、家文書四所収、丹波国文書三)や、兩使宛(丹波国京都博覧会社所蔵文書、東寺文書射十三之二十八)の場合がある。兩使宛の場合は実名だから、一見、当国の②も兩使のようである。然し、宛先「国衙」「肥後守」を実名「武重」に言い換えているから(◎)、②は「守護(所)」といえよう。杉本『菊池氏三代』(九〇)では、「肥後守」武重の守護兼帯とするが、誤といえる。

(3) 氏泰―大友惣領家が当国で所領を有するのは、建武三年三月一七日、足利尊氏下文で勲功賞として当国山本荘・千田荘・健軍宮領等地頭職に補任されて(立花家蔵大友文書、大友史料五一九〇号)からである。

〔三〕 少 式 頼 尚

久し振りに「公武一統」で成立した新政権も、しだいに矛盾が激化した。建武二年一月、足利尊氏が建武政権に離叛の意を明らかにし、「公武水火」なる状態になる。

早くも、この影響は当国にも及ぶ。同月、尊氏・直義誅伐の旨の後醍醐天皇綸旨が阿蘇氏宛に(阿蘇家文書、上八七号)一方、同じころ、武家政権側では新田義貞誅伐の軍勢催促状(相良家文書、一七二号)が出され始めた。

さて、この頃、建武二年末には、当国守護は少式頼尚にかわって

る。

当代の守護職は、**④**本来は幕府制度上のものであるため上部権力との関係、**③**しだいに領国化⇨大名化の傾向にあるため自己による拡大しつつある権限、主にこの両側面から観る必要がある。当国守護頼尚について、これを念頭におき、その徴証を検索しよう。

**④**として、先づつぎの徴証がある。

**①** 暦応三年二月日 一色範氏目安に「一、被定分国可催促軍勢事、去建武五年頼尚下向之時、於分国三箇国（筑前・肥後者、可属彼手、略○中被仰下之）」（八坂神社記録上十社 家記録表文書五三三号）

**②** 康永四年二月一日 「大宰少式」施行状（三条御所炎上について、「筑前・肥後・豊前三ヶ国地頭御家人等、不可馳参之由、可被相触国中」旨の「去年十二月廿二日御教書」の施行）↓得永源五（徳永 文書）

**③** 貞和四年五月廿七日 「大宰少式」施行状（紀州凶徒退治について、「早相催一族并筑前・豊前・肥後三ヶ国勢、可馳参」旨の「去月廿五日御教書」の施行）↓榊左衛門次郎（榊文 書）

ここに、頼尚は幕府から肥後など九州三箇国の軍勢催促⇨軍事指揮を委任されている。

**④**の面だが、頼尚自身は如何なる権限を發動したか、彼による当国関係文書を挙げよう。建武二年（一三三五）一二月ノ観応元年（一三五〇）一二月の期間、つまり観応擾乱以前で、一応、「表1」に示した。数的にかなりで、内容的にも軍事指揮・使節（所務）遵行・土地処分など諸種の権限で、当時の守護とみられる。

また、かなりの施行状が遺る（但し、前記②③も施行状だが、宛先が当国々人でないから、ここでは除外する）。頼尚より上級の権力が存在し、彼はその命令下達の媒介者たることを示す。施行状は、**④**と**③**を結ぶもの、仮に**③**としよう。

〔表1〕

証書契注	書下					施行状			
	寄進	預ケ	遵行	感状	軍勢催促	他（内容不明）	遵行	感状	軍勢催促
判	1	7	5	7	5	1	3	3	3

**④** 建武二年十二月廿三日 「大宰少式」軍勢催促（新田義貞誅伐のため「相催一族以下軍勢等、可馳参」旨の、「去月二日関東御教書」の施行）↓相良八郎（相良文 書二）

**⑤** 建武五年六月廿四日 「大宰少式」施行状（内容）（早く「廿四日御教書」の旨を存すべし）↓相良孫次郎（相良 文書一）

**⑥⑦⑧** 暦応四年正月十七日 「大宰少式」感状（当国球磨郡凶徒相良経頼等退治に関する「去年十二月六日御教書」相良家文書の施行）↓相良孫次郎（相良 景密一九三号）

・八郎・税所新兵衛入道の各人宛（宗門 同七〇六号・一） 同七〇九三号）

**⑨** 康永三年十月十九日 「大宰少式」軍勢催促（当国木山松丸城等対治について「去月十九日御教書」の旨を存すべし）↓阿蘇大宮司（阿蘇家文書下 一一九六頁）

**⑩** 貞和三年八月七日 「大宰少式」遵行（御下文并去暦応貳年四月四日御教書」の旨に任せて、「守護代相共」に、当国野原莊西郷三分式を小代重氏に「沙汰付」くべし）↓詫麿別当太郎（宗徳 文書 二五）

**⑪** 同日 「頼尚」遵行（同旨、「詫麿別当太郎相共」に）↓守護代（同二 六号）

**⑫** 貞和三年十月十三日 「大宰少式」遵行（今年三月十八日御奉書」の旨に任せて、「守護代相共」に、当国山本莊北方領家職

を久我前太政大臣家雜掌に「沙汰付」くべし) ↓小代八郎左衛門尉(長通)  
(同二)  
(七号)

以上、◎施行状も、権限内容は諸々で、観心擾乱に至る期間である。何れも、幕府発給文書(「関東」御教書)の施行で、Ⓐとともに、頼尚の当国への権限があくまで幕府制度上のものたることを示す。ここにも、当時、彼は当国守護といえる。

[注]

(1) 「去月二日関東御教書」の「去月」を、『大日本古文书』では「七月」と読む(相良家文書)。史料編纂所影写本(書二)によると、成程、「七月」のようにも読める。然し、「七月」は南北両朝分裂前のことである(勿論、これに該は違ふ筈)。「去月」(即ち「去月」)とすると、頼尚はⒶと全く同日付・同旨のものを九州全域に発給し、また「去月二日関東御教書」は足利直義御教書で全国的に遣る。「去月」と読むか、躊躇しても「七月」と校注すべきであろう。

(2) 頼尚発給の公文書(形式的には書下と施行状)は、広く蒐集すると、宛先により書止文言と署名が異なるのに気付く。「守護代」(或いは被官)宛の場合、書止は「状如件」即ち直状様式をとり、署名は実名「頼尚」である(私的・領国的側面)。その他、一般人宛などの場合、書止は「仍執達如件」と御教書様式で(完全には、奉書系を脱せず、署名は官途「大宰少式」(或いは「少」)「筑後守」(或いは「前)である(公的・官僚的側面)。僅かな例外も遣るが、右のように類型化できる。

(A) 動乱前期の政治過程

動乱前期、頼尚の守護期間、当国の政治過程は、他の九州諸国に比べて、極めて複雑である。然し、関係史料を蒐集・分析の結果、つぎの三類型―段階―になる。即ち、当時の当国には、①菊池氏(国司家、北部)、②相良氏(惣地頭系、南部)、③阿蘇氏(大宮司家、中部)という三大在地勢力があり、何れも反権力・反武家の行動が顕著となる。特に守護頼尚など武家政権との対応の場合、概ね①↓②↓③という段階とな

る。従来、この類型―段階―については指摘・分析がないので、以下、本節は、これを中心にみよう。

①菊池氏。建武二年一二月ころから、「肥後守」武重の弟武敏は、反武家の行動をとり始め、少式頼尚から新田義貞「与同之仁」と称される(梁瀬源次郎所藏書)。武敏は、本拠菊池から北九州に進出、翌三年三月初め筑前国多々良浜合戦に敗れ、一旦、菊池に帰る。筑後三原氏と結託し(石志文書一九号・二〇号等)、間もなく勢力を回復、翌四年二月ころ兄武重も加わり(龍造寺文書)、さらに五年三月には武藤資時も結託した(小代文書)。やがて、暦応三年(一三四〇)六月には「筑後・肥後国凶徒」なる史料的表现がみえ(深堀文書)、両国の反武家的国人層が結集し、戦場も両国に跨がる。

ここにおよび、権力側は如何に対処したか。先ず武家政権である。頼尚は、軍事指揮のため、現地に守護代饗庭宣兼を派遣した。これに、当国小代氏(小代文書)・詫磨氏(詫磨文書三卷)が従ったのを始め、筑前(宗像神社文書三三所藏文書一)・豊前(三根郡御代々御判物写、四〇七頁)など他の頼尚管国の国人をも動員した。また、成立当初の鎮西管領一色範氏も対策に苦慮し、軍事指揮のため、現地に管領府構成員を派遣し、当国の詫磨氏・小代氏の他、肥前(最も多い)・筑前・筑後・豊前・豊後など広く北九州諸国の国人層が従っている(出典を挙げることは、煩雑と)。さらに中央幕府側も、暦応二年十二月十二日付の一色範氏宛足利尊氏御教書(大友家文書録、大友)に「武藤資時・菊池武敏已下凶徒」退治のため「氏泰一族并肥前・豊後国軍勢事、可属彼手之旨、被仰畢、至自余国々地頭御家人者、相催之、可令誅伐凶徒」とあり、範氏・氏泰兩人に九州国人層の軍事指揮を委任した。範氏は、先のように北九州全域の国人層を指揮する。氏泰は、当時の豊後・肥前守護である。康永元年(一三四二)八月三日、足利尊氏は「肥後・筑後凶徒誅伐」に当たり「肥前・豊後地頭御家人并一族」を催促するよう氏泰宛に御教書を発し(立在家藏大友文書、大、一〇月五日、大友正全)。氏泰の守護代、(拙稿「南北朝期の肥前守護について」『鹿大史学』一五号二頁、三頁参照)はこれを両国々人層に施行した(肥前・龍

九三三、豊後—大友家文書。(脱稿後、正全は守護代ではなく名代であるとの、  
録、大友史料六一—一九七号)。(外山幹夫氏の見解が出た、日本歴史二八二号)

斯様に、武家政権側は菊池氏対策に広く北九州全域の国人層を催促する。特に鎮西管領一色範氏は、建武年間、菊池氏討伐のため、詫磨宗直には「早相催一族、令下向肥後国」と(巻二二号)、「恩賞」問題で鎮西管領に出向中(「参津」)の小代氏には「早止上津之儀、可致在国警固」(小代文書)等と、当国々人に強制的下国(在国)命令を発した。この事実、また関係文書数からして、菊池氏対策には、守護頼尚より、鎮西管領の方が積極的だったと窺える。なお、特に肥前国々人が多く動員されたのは、在来の国人層が弱小で(名主的)、国内に有力な反体制的勢力の結成がなかったことに対応しよう。南九州の国人層が殆どみえないのは、日向・大隅には伊東氏・肝付氏・楡井氏など、薩摩には伊集院氏・谷山氏・鯨島氏など、在地で有力な反武家勢力の結成・活動があった、他国に軍勢を動員する余裕がない事情に由ろう。

さて、一貫して反武家的行動をとった菊池氏に対して、南朝方は如何に対応したか。当初、南朝政権と菊池氏との直接授受文書は遺らない。延元元年(一三三六)〜三年、阿蘇大官司(惟時)宛の後醍醐天皇諭旨など南朝方文書が遺る(阿蘇家文書下二)。中央戦場における「朝敵追討」のため度々軍勢催促をなしたが、諸国特に「九州士卒(官軍)」は一向に「参洛之遅引」なので、早く「閣国内合戦」いて「参洛」すべしと。従来、これらの史料の利用は全くないが、当時の南朝政策の一端が窺え重要と考える。「国内合戦」とは当時の当国が典型で、従って国人が「参洛」など他国に動員できる余裕はない。南朝政権側は地方の実情を無視している。ましてや、国司家菊池氏など反武家的勢力を擁護したとはいえない。先述のように下国(在国)命令をなした武家政権とは、対照的である。当時の菊池氏の行動は、決して南朝政権と積極的な結託はなく、地域的・独自のなものといえよう。ところで、武重(暦元年)・武敏(興國三年五月)の相次ぐ死去で、菊池氏は「惣領不安定の時代」(杉本三

五)となった。これに対応して、つぎの③の段階にうつる。

④相良氏。建武三年九月一〇日、鎮西管領一色範氏は、相良経頼以下「凶徒」を誅伐すべく、相良定長宛に軍勢催促書下を発した(相良家文書)。また少式頼尚も、暦応三年六月一九日、「相良孫三郎経頼・内河彦三郎義真已下凶徒等、打出肥後国球摩郡永吉庄、及合戦之由、略中、早相催一族、可被致軍忠」旨の軍勢催促書下を、定長ら相良氏宛(同八九号)になした。相良氏は、当時、多良木荘系・人吉荘系の二流に分かれ、前者が概ね家督・惣領系である。経頼は前者—家督で、定長は後者であった。経頼は、建武三年四月ころから須恵・永里・岡本・奥野・橘佐渡氏など球磨郡内の在地領主層(名主層)を従え、さらに内河義真(西隣)、菊池武敏、大隅の肝付兼重、日向の伊東祐広らと同心して(同八)、同年末には武家政権側から「八代庄・球摩郡凶徒」と総称される(書等)。暦応三年六月、人吉荘系の祐長(定頼の)も経頼に荷担する(相良家文書一六二号)。

斯様に当初は南九州全域に結集された反武家的勢力も、建武五年五月には伊東祐広の八代城撤退(日向郡司文、翌暦応二年八月には肝付兼重の武家政権への帰服(大隅国)等)で、分裂していく。何れも、越前国藤島合戦(新田義貞敗退と軌を一にする。菊池氏も、北部の筑後国々人層との結託につれて、しだいに相良氏との直接的関係は切れ、さらに武重・武敏の相次ぐ死去で勢力不安定となった(先述)。やがて、「芦北庄田浦凶徒」がみえる(相良家文書)。ここに、一三四〇年代前半は当国の反武家的勢力の拠点は南部(地域的に)なり(従って、戦場も)、武家政権側もこの対策に重点をおく。

戦場化した球磨郡・八代荘・芦北荘は、ともに、隣り合い、曾て北条氏所領で、朝敵所領没収令の対象となり、闕所化・新恩地となった地域である(後に詳述)。ために、諸階層間の所領争奪戦が激化、戦場化した。

この事情は、特に人吉荘の場合が如実である。当荘は、当国南部の益

地で、須恵荘・永吉荘等とともに球磨郡に含まれ、相良氏一族や在来の名主層がいた。元弘四年(二三三)正月、相良長氏(代官)は、相良氏所領から得宗領化した人吉荘北方半分地頭職について、朝敵所領没収令↓本領安堵法に任せて、返付↓安堵されんことを建武Ⅱ公家政権に申請した(相良家文書)。本主権の主張↓再給付の要求といえる(笠松宏至「中世關所地給与に關する一考察」、石母田正・佐藤進一編『中世の法と國家』所収)。然し、長氏の手に戻るのは困難であった。建武五年八月の定頼(長氏)申状は、当地頭職安堵の要請で、守護少貳頼尚宛と考えられるが、同三年四月以来の対経頼の戦功を述べ、「自一色殿返給本領北方半分地頭職畢」とみえる(相良家文書)。同職は、建武三年以後、成立当初の鎮西管領一色氏の關所地処分権により漸く「恩賞」の型で(頼氏宛状の対象は、ある。外系権力)長氏に戻った。またこの申状の最後に、「將又為御分國平均法之上者、為恩賞不足分、一族経頼并庶子等跡預給之」とあって、守護頼尚に預ケ状の発給を要望し、仮令一族同士であれ、敵方所領は關所化↓預置・宛行により自己の所領拡大を志す、当時の武士の要求を露骨に素直に表現する。長氏は返付された同職について、同五年七月六日には三子祐長宛に(九七)、翌曆応二年八月五日には嫡孫定頼宛に(同八)、配分的な讓状を成した。讓状を得た祐長は、やがて、経頼同心の事実が露頭したため、長氏から義絶された。彼は、永吉荘山田城に楯籠もりますます抵抗し、翌曆応三年四月二五日、長氏は、先に讓与した所領を悔返して定頼に讓与した(同八)。ここに同地頭職は、定頼に全部(半分)集中されるが、この讓状に「もし又すけな御方をいたさへ、定頼かはからひとして、先日ゆつりの内、はぶんを祐長にさるへし」と但書がある。また、この間、建武五年八月一三日、少貳頼尚は当荘北方を「任預状」せて長氏・定頼に「各半分」を「沙汰付」けるよう「守護代」宛に命じた(同八)、同十九日、「妙雲」施行状が出された(同八)。「預状」とは、恐らく頼尚自身によるもので(同三)、前述、定頼申状(傍線※)に対応しよ。即ち、対象は、前月、長氏から讓与されたばかりの祐長分と推測で

き、間もなく祐長が経頼に同心したため、定頼らの守護頼尚への要請で、關所(「跡」)化され、彼らに預け置かれた(「預給」と解される。定頼への所領集中は、政治権力(守護)の預置↓親長(親長)の悔返権によるもので、実質的には預置↓讓与といえよう。さらに、曆応二年一月、一色範氏は、経頼の所領球磨郡多良木村内地頭職を、定長・定頼らに勲功賞として宛行った(同八五号・八六)。翌三年六月、一色範氏(同九〇号)・少貳頼尚(同八八号)らは、山田城合戦に当たり経頼・祐長・内河義真等を討伐すべく、長氏・定長ら相良氏宛に軍勢催促書下を發した。一月六日、足利尊氏は頼尚宛に「経頼等退治」に關する御教書を發し(頼尚による「去十月廿日注進状」に任せて、翌四年一月、頼尚はこの旨を定長らに施行した(同九三号・七〇号)。ここに、興国二年(一三四一・南朝年号)閏四月、祐長は、軍忠状に「祐長本領等者、為御敵兵庫允定頼(頼尚)、悉被押領了」と記し、南朝方に「安堵縮旨」を要請した(同九〇)。この後、康永元年(一三四二)、範氏・頼尚等の指揮下に定長らは経頼等討伐に当たる(同二二二号)。翌二年七月、頼尚は経頼宛に「參御方被致軍忠者、本領事不可有相違、且子細可令注進京都候」との軍勢催促書下を發した(同二一)。間もなく、経頼は、これに応じたとみえ(同二)、曾ての一味芦北荘の軍勢とは敵対関係になり、貞和二年(一三四六)一月、頼尚から芦北荘田河関所合戦に対する感状を得る(同二)。ここに、当国南部の反武家的勢力「球磨郡凶徒」の中核はなくなつた。

以上の動きに対して、武家政権側は、幕府(氏)を頂点に、鎮西管領は特に現地に今川助時・橘佐渡公好(同七)を派遣し、守護少貳頼尚は守護代響庭宣兼・大將筑後経尚を現地派遣し(後述)、国人層の指揮に当たさせた。戦場(活動範囲)は南肥後に限られ、実際に参戦したのも相良氏一族など当地域の国人に限られる。たとえ一族間であれ、国人層の基本的要求はあくまで所領問題であり、政治権力が介入し、紛争は一段と激化するを如実にみた。

○阿蘇氏。暦応二年四月廿一日付の「一色範氏書下に「阿蘇前大宮司惟時以下凶徒」とみえる。武家政権側の阿蘇氏対策が明確化するものは、これ以降で、惟時との関係のみわかる。

動乱当初、同氏の政治的動向は、惟直・惟時<sup>(3)</sup>と中央南朝政権との関係のみわかる。征西將軍宮嶽良九州下向以前で、南朝方<sup>(上天皇御旨)</sup>は、尊氏・直義誅伐の軍勢催促をなし<sup>(阿蘇家文書下)</sup>。また国外所領<sup>(關所地等)</sup>を宛行い<sup>(九七三号)</sup>、或いは他国守護職<sup>(五号)</sup>・当国上使への補任<sup>(同下)</sup>により、彼らの誘引に努めた。この間、惟時自身も南朝方に属したことは、年号「延元」の使用が示す<sup>(八五七)</sup>。建武三年四月五日付の足利尊氏御教書で、庶子坂梨孫熊丸が「阿蘇社大宮司職」に補任された<sup>(同四)</sup>。北朝方大宮司として、惟時など南朝方大宮司に意識的に対立させたのである。孫熊丸の「大宮司職」は、暦応四年八月、弟乙房丸に譲与され、九月、幕府側も安堵する<sup>(同五)</sup>。

さて、一三四〇年代に入っても、暫くは南朝政権との関係のみわかる。南朝側は、興国二年(一三四一)〜三年、軍勢催促・安堵・宛行等で、大宮司惟時の誘引に努めた<sup>(もちろん惟澄宛にも同種の文書を發するが、この説明は敢えて省略する)</sup>。宛行<sup>(實効)</sup>の対象には、關所地が多く<sup>(興国二年六月廿日付の後醍醐天皇御旨は、惟時に關所の注進を命じる。同八頁)</sup>、国外所領もある。安堵は、曾て建武政権下の後醍醐天皇御旨による安堵・宛行を、後村上天皇が再安堵<sup>(「任元弘勅教」なる文言を含む)</sup>したのを特徴とする<sup>(同七頁)</sup>。軍勢催促も、宛行・安堵の約束文言を含むものが多い。これらは、領主制・領国制志向のある大宮司惟時の基本的要求に沿うもので、しだいに彼自身の「私領」に編成される。斯様な南朝方の熱心な誘引策で、興国二年八月、彼はなお南朝年号を使用する<sup>(満願寺文。同六号)</sup>。

その後、康永二年(一三四三)四月二日、足利直義は、阿蘇前大宮司<sup>(惟)</sup>宛に「参御方致軍忠者、可抽賞」との軍勢催促御教書を<sup>(阿蘇家文書上)</sup>。同日、大友氏泰宛に「阿蘇前大宮司惟時事、注進状披見畢、所詮惟時参御方、致忠節者、所領事、急速可有其沙汰」との御教書<sup>(大友松野文。書一九号)</sup>。

をなした。当時、惟時はなお反武家的行動をとり、幕府側は所領<sup>(恩賞)</sup>問題の解決等を条件に彼の誘引に努める。右の御教書より一週間後、幕府は彼に当国八代莊道前郷を安堵した<sup>(同二〇)</sup>。翌三年三月、少式頼尚は、大宮司<sup>(惟)</sup>宛に、当国内諸地域を兵糧料所等として預け置き、寄進し<sup>(後述)</sup>、さらに安堵・恩賞について幕府へ注進する旨を通知した<sup>(同一九六頁)</sup>。惟時は、八月には「康永二年」を使用し、北朝方になったらしい<sup>(同二七)</sup>。一〇月、頼尚は、大宮司<sup>(惟)</sup>宛に当国木山松丸城等対治に關する幕府側軍勢催促状<sup>(去月十九日御教書)</sup>を施行し、彼は、これに応じてか、翌四年四月、幕府側から「太宰少式頼尚所注申」により感状を得た<sup>(同上)</sup>。惟時は、同年(興国六)八月の征西將軍宮令旨<sup>(八頁)</sup>、一月の後村上天皇御旨<sup>(九頁)</sup>と、南朝側から軍勢催促を受けた。これにも応じたのみえ、翌年(貞和二)一二月三日付の「一色範氏書下に「阿蘇太宮司惟時、於肥後郡浦、構城郷、招寄所々凶徒等、楯籠」とある<sup>(訛摩文書。四卷二号)</sup>。翌三年正月八日、頼尚は「肥後国凶徒退治」に關する彼の戦功を幕府に注進し<sup>(阿蘇家文書下)</sup>、これにより、三月九日、足利直義は彼に感状を發した<sup>(同上。同八)</sup>。

貞和三年二月二五日、頼尚は、阿蘇大宮司<sup>(惟)</sup>に契状を成す。合力を約するもので、「御大事出来時ハ、身の御太事と存候て可申見継候」と「見継」文言を入れる<sup>(同下。一九七頁。見継「文言の意義」は、佐藤『古文書学』二六七頁参照)</sup>。この契状の意義は、如上の政治過程から、十分に肯ける。

翌正平三年(一三四八)六月一八日、阿蘇惟澄も、惟時宛に起請文を書いた。「大との、御ために、わたくしはミとしても、人をしても、ふちうはらくろのきあるましく候」と、惟時に忠誠を誓う<sup>(同二七)</sup>。南朝方は、前年一二月に<sup>(征西將軍宮令旨)</sup>、懷良親王入国で、当国を九州での拠点とすべく、肥後守・菊池武光と結託し始め<sup>(同二)</sup>、一層、阿蘇氏対策に拍車をかける。鎌倉中期以降、阿蘇家内部では「大宮司職」相論がある。動乱期に



入り、庶子惟澄は、一向に当職に補任されないうまま(阿蘇家文書上―一三三号 状(案)に「阿蘇大宮司小次郎守」)、終始南朝方である。また、先に建武三年に足利尊氏から北朝方大宮司に補任された坂梨氏は、弱小な庶家で、間もなく無効となる。これに対して惟時は、惣領として、実質的な「大宮司」として、阿蘇氏内部を基盤に領主制・領国制を目指し、南北何れにもなお去就「自由」であった。ここに、惟澄の起請文、前年の当国守護頼尚による契状は、互に対応しよう。大宮司惟時の、阿蘇社―阿蘇家内部での「権威」の大きいと、当国での「第三勢力」としての独自の立場を象徴する。当時、南北何れの政権にしる、阿蘇氏の所領を闕所化して他氏に給与した例は見当たらない。爾後も然りで、阿蘇氏(社)領を権力者は簡単に処分できなかった。

聊か縷述したが、動乱前期、当国の政治過程をみた。三大有力国人(菊池氏・阿蘇氏・相良氏)は一族分裂して行動し、諸権力はその対策に相当のエネルギーを必要とした。特に、相良氏・阿蘇氏の場合のように、一族間における闕所化と政治権力との関係、これこそ、当時の国人層個々の基本的要求が所領問題で、紛争の原因は国人層の主体的なものにあったといえる。  
(注)

(3) 建武新政期、「大宮司」は惟直で、父惟時は「前大宮司」である。建武三年三月の筑前多々良浜合戦を契機に、惟直が没落(同日に「没落」土持文書上・阿蘇家文書下―四四頁)して後は、惟時が「大宮司」に戻ったと考える。戦死(延元三年三月末には既に戦死。阿蘇家文書下―四四頁)。爾後、惟時を、南朝側は間もなく「大宮司」と称するが、北朝―武家政権側は暫く「前大宮司」と呼ぶ。武家側としては、先に補任の庶家坂梨氏を正式「大宮司」とみたかったろう。守護頼尚は康永三年三月ころから(同一頁)、幕府―鎮西管領は遅れて足利直冬の九州下向(貞和五―観応擾乱―)から惟時を「大宮司」と呼び、武家側でも時期的ずれがある。頼尚は、阿蘇家との地理的距離が近いこともあり、貞和三年、惟時に起請文を成した(先述)。何れにしる、「大宮司職」と政治権力との関係が象徴され、興味深い。

(4) 南朝側には、惟時所領の闕所化(「惟時跡」)―惟澄への給与の試みもあり(阿蘇家文書下)、或いは惟時の情勢を窺っては「惟時跡替」に苦慮もする(九八頁)。「惟時跡」の給与範囲は、あくまで一族内に限られた。

(B) 少式頼尚の権限

頼尚の権限は、先に整理したが、内容的には軍事指揮・使節(所務)・遵行・所領処分等である。発給文書を通じて、これを分析しよう。施行状については先述したので、ここでは書下が主体となる(注進状・書状。彼の権限は、あくまで幕府の命令下達下にあることは既にみた)が、直接に触れえなかった鎮西管領との関係にも留意したい。

軍勢催促の書下では、「参御方被致軍忠者、本領事不可有相違、且子細可令注進京都」(相良家文書―)等と、本領安堵と幕府への戦功注進の約束文言を含むのがある。現に、頼尚が国人層の戦功について「御感御教書」を要請した幕府宛注進状(阿蘇家文書下―一九六頁)、これに応じた幕府の感状も遺る(同上)。当国の軍事指揮について、頼尚と鎮西管領との直接授受文書は遺らない。鎮西管領側も当国々人宛にかなりの関係文書を遺す(軍勢催促、感状、証判)。両者は、幕府権力の下で、相互に独自の軍事指揮権を發動したといえよう。

感状について。当時、守護の感状発給はまだ一般化しない。頼尚にはこれが遺り(七)、興味深い。何れも相良氏宛で(相良家文書―一九七号、二二六号、二七号)。「可注進京都」なる文言を有つ。国人の意識や在地支配の実情からして、やはり自己の「権威」では完結しえず、自他ともに京都―幕府への注進を必要とした。この点、前にみた「御感御教書」を要請した幕府宛頼尚注進状に対応する。特に、幕府感状(「御感御教書」)の施行も残存する(⑥⑦⑧)。何れも、同日付相良氏宛で、頼尚からの「注進状」を幕府が「披見」して、頼尚宛に尊氏御感御教書が発せられ、これを彼が施行したのである。この手続からも、彼は明らかに当国守護といえる。一

方、鎮西管領側も、当国々人層宛にかなりの感状を遺す。全て相良氏宛で、その末尾に「恩賞事急速可有其沙汰也」(同二一六)とか「可令注進京都也」(同九三)等と、恩賞及び幕府注進の文言を含む。鎮西管領の、幕府に対する「忠実な官僚」としての立場や、相良氏把握に懸命なことが示される。特に相良定頼は、一色範氏に献馬する等(同八五・一五)、鎮西管領との直接関係が深い。一向に武家方として結集しない、北・中部の菊池氏・阿蘇氏と対照的である。

つぎに遵行権である。軍事指揮権が、鎌倉守護の基本的職権なのに對して、遵行権は、室町幕府成立で守護の職権(公権)として公認され、寧ろ最も基本的なものとなった。

頼尚による当国の遵行関係文書には、書下・施行状(⑩⑪⑫)があり、守護代・遵行使宛である。対象地は論所は、人吉荘・大野別府・野原荘・山本荘である。具体相をみよう。

人吉荘。頼尚は、建武五年八月一三日、「守護代」宛に、当荘北方を「任預状」せて相良長氏・定頼に「沙汰付」けるよう命じた(相良家文書一八〇号)。この「任預状」について、当荘の所領関係上の意義等は先述したので、発給者が頼尚自身である点だけを確認しておく。

さて、右の頼尚遵行書下を施行すべく、つぎの文書が出される(同八)。肥後国球磨郡人吉庄内北方事、任預状、可沙汰付相良六郎三郎入道蓮道・同兵庫允定頼各半分云々、任被仰下旨、可被沙汰付候、仍執達如件、

建武五年八月十九日  
相良三郎次郎殿  
沙弥妙雲(花押)

文中⑩⑪は、前述の通り、何れも頼尚発給のもの。ここに、⑩「妙雲」は「守護代」で、⑪は、守護⑩→守護代⑪→使節⑫(↓当事者⑬)の手続で遵行される。当時の当国守護代は、既に川添昭二氏の成果(代における少武氏の守護代について)のように、饗庭宣兼である。「妙雲」は、宣兼の法名と

いえよう。従来、右掲文書は、『大日本古文書』など諸史料集に掲載されるが、発給者⑩の正確な実名比定はない。また、この文書を使用した論稿もみえない。川添氏等の研究に、饗庭宣兼自身の発給文書の指摘はない。地方で文書蒐集の場合、「花押」を確実に求めるのは困難である。

大野別府。当国北部に存し、筑前筥崎八幡宮領。鎌倉後期以来、東国御家人系安富氏が当別府岩崎村地頭職を相伝する。然し、在地勢力の抵抗が大で、末期には鎮西探題が規矩高政(家文書四二号・深正)・菊池武時(同四)兩人をして安富氏への遵行を命じた。この情勢は、建武政権を経て、なお続く。動乱期に入り、井上氏の「濫妨」で、安富氏の提訴があり、一旦、幕府側(「引付」(奉書))は遵行命令を出したが、守護代宣兼自体が結託して、却って違乱が拡大した。注目できる。頼尚は守護代宛に、曆応三年(一三四〇)五月二八日には「可止其妨、若有子細者、可注申」と命じたが(同六)、「不事行」のため、一二月八日に再び「不日可止彼袴」と命じる(同七)。なお、「宣兼不叙用」のため、翌四年四月二〇日、頼尚は改めて別の被官宗経経茂(他国守)宛に「不日傍止其妨、載起請之詞、可注申」と命じた(同七)。経茂は、これに応じたが、一二月八日、やはり遵行不能(不遵)の旨「請文」を提出した(同七)。一二月一四日、頼尚は「請文披見了」としつつ、再び経茂宛に「使節若令遅引者、可有其科」といわば「使節難決」蔽科の法を暗示した遵行命令をなす。安富氏の知行は、以後も、諸政治権力による遵行命令が遺るように、南北朝期を通じて極めて困難であった(後述)。

野原荘。貞和三年(一三四七)八月七日、頼尚は、「御下文并去曆応式年四月四日御施行」に任せて、当荘西郷三分式を小代重氏に遵行すべく、守護代・詫磨家直の各人宛に施行状を発した(⑩⑪)。ここに、頼尚は、遵行使に守護代とともに近隣国人(詫磨氏は神蔵在地頭職)を起用する。野原荘は、当国最北部に位置し、宇佐弥勒寺喜多院領である。鎌倉中期、宝治

合戦の勲功賞としてか、当莊地頭職に武蔵國御家人小代重俊が補任された(同三)。始めから当莊全体の權益が小代氏にはなく(一分地頭)、徐々に同氏に集積される。右の「御下文」「御施行」は、ともに現存しないが、恐らく、前者は動乱当初(建武年)の足利尊氏宛行下文で、後者は執事高師直施行状(或いは引付)を指そう。わざわざ遵行命令が必要なのは、或いは当地は關所ではないか。

山本莊。当國北部で、元來は後宇多院蓮華心院領だが、南北朝期には久我家領としてみえる。貞和三年一月一三日、頼尚は、「今年三月十八日御奉書」(現存しないが、恐らく引付方頭人奉書)に任せて、「守護相共」に、当莊北方領家職を久我家雜掌に遵行するよう小代重氏宛に施行状を發した(同⑩)。遵行使小代重氏は、近隣領主(野原莊)である。

以上、頼尚の遵行々々をみた。遵行使に、守護代および近隣國人を充てるが、守護代自身が違乱に荷担した場合、他の被官を起用する。彼の遵行は、幕府による所領処分行為を実現するためのものであった。ところで、鎮西管領(氏)による遵行命令は、当國關係は、何れも両使(國人)宛のみで(志岐文書八号、詫)、守護代宛は全く遺らず、肥前・筑後・豊後など諸國の場合と異なる。守護頼尚宛のものももちろん遺らず、また当國遵行に当たり相互の關係を知る術もない。結局、遵行権からも、軍事指揮権と同様、当國經營において鎮西管領一色氏と守護頼尚とは直接關係はなく、独自のであったとみられよう。

さて、先掲「表1」を一瞥して、安堵状や宛行状がないのに気付く。残存史料では、当時、当國內の安堵は中央幕府(御氏・直義御判下文、同)が成しており、頼尚は幕府から奉申を命ぜられるが(詫摩文書三卷七号、建武四年七月十六日「大寺少弐」宛一色氏書案)、独自の安堵権は有しない。鎮西管領一色氏による当國關係の安堵は、範氏のものに遺らない。直氏(子息)のものが僅か一通遺るが(詫摩四卷)、將軍の袖判が据わり、あくまで將軍への「忠実な官僚」としての側面を象徴する。

〔表2〕

文書種別	年月日	受給者	対象	出典	備考
預ケ状	建武 5・3・7	詫摩宗直	肥後○上小田、上築地、桑原、安永、小山田(8) ○芦北莊野津彦太郎・谷山五郎左衛門入道・北島弥次郎入道・同八郎次郎・同七郎等跡	詫摩文書	兵糧料所
寄進状	康永 3・3・8	阿蘇大宮司(惟時)	八代莊友知・小北地頭職	阿蘇文書	阿蘇社造 營料所
預ケ状	貞和 3・9・12	相良定頼	八代莊三ヶ村郷(弥松村13丁1反)・大村田(14丁4反)・太田郷(15丁5反)・福生原村(15丁7反)・萩原村(15丁7反)・吉王丸田(1丁)・京泊半分田(5反)	相良文書	萩原城料所
預ケ状	〃	田中太郎左衛門尉	同莊布加良郷	島田氏所蔵文書	〃
預ケ状	〃	〃	六ヶ莊上島義広・彦八跡	〃	兵糧料所
預ケ状	〃	〃	下矢部村	〃	〃
寄進状	〃	〃	同莊法道寺村	〃	〃

頼尚には、宛行状が全くなく、若干の預ケ状・寄進状が遺る。〔表2〕に整理したが、とりわけ一三四〇年代で、受給者は詫摩・阿蘇・相良と何れも有力國人層である。対象は、国外所領はなく(頼尚の本拠地)、全て國內に所在する。この諸地域については、従来、殆ど明らかにされていない。〔表2〕に沿って、考証しよう。

人吉莊。当莊については、前節参照。

八代莊。預ケ状にみえる「友知・小北」は、平安末期(二世)に開発領主木原頭実から阿蘇末社甲佐に寄進され(阿蘇家文書)、鎌倉中期に地頭北

条氏一門所領になった(同四)。「三ヶ村郷」は、三箇郷ともいう(杉本編

史料一)。同郷内八千把村等には、在地名主により新開が生じたが(肥後小早

五四号)。永仁徳政令の結果、甲佐社地頭北条宗頼に集積される(同五号)。こ

こに、当荘には北条氏所領ができた(この点杉本氏等)。「法道寺村」は道前

郷にあり(阿蘇家文書上)、やがて康永二年四月二十八日、幕府は阿蘇惟時の同

郷知行を安堵する(同六号)。建武政権下、建武二年五月、名和義高は、当

荘の高田郷支紀河内村を出雲大社に(行家家譜三)、地頭分鞍楠村を熊野那

智山に寄進した(名和)、鞍楠村は、法道寺村と同様、道前郷に入る(書上二

号)。義高は、伯耆守長年の子息。朝敵所領没収令で、北条氏所領(地頭

は關所化され、後醍醐天皇から名和氏に新恩として宛行われたと考え

る。現地支配には代官内河義真が当たると。当荘内原田城は少貳頼尚勢力

の一拠点として、相良祐長等と争奪の対象となった(相良家文書十一二〇八号等)。

芦北荘。八代荘の南隣で、古い事情は定かでないが、鎌倉末、当荘佐

敷・久多良木浦は得宗領となった(石井前掲論文参照)。朝敵所領没収令の結果、「元

弘恩賞」として菊池武重の「料所」となる(阿蘇家文書上)。彼の死去(慶應元

年)で關所化し、阿蘇惟澄の「關所内指合所々」注文にみえる(上同)。当荘

には田河内關所があり、貞和二年(一三四六)ころ反武家勢力「芦北荘

凶徒」の拠点として、南北争奪の戦場となった(相良家文書一七号)。預ケ状

にみえる野津・谷山・北嶋の諸氏も「凶徒」構成員となったため、「跡」

關所化されたのであろう。

六箇荘。当国中部、古くは長講堂領だが(阿蘇家文書上)、いつしか甲佐社領

に含まれる(同二五)。鎌倉期から、上嶋郷・石津村(上嶋氏阿蘇家文書上二八

号)・徳恒名(宇治氏阿蘇家文書上二四

号)には阿蘇大官司一族が(小)地頭職を有し、小

山村地頭職は菊池氏一族早岐氏である等(託摩)、在地勢力が分割支配して

いた。末期、当荘(惣)地頭職は得宗領になる(石井前掲)。朝敵所領没収令

で、惣地頭職は近隣宇土岩岐守高俊の「料所」となった(阿蘇家文書上。小

地頭の上嶋氏・早岐氏等は、いよいよ領主制を展開させ、惣領家から独

う。当国で頼尚には、宛行状が全く遺らず、他の九州諸国に比べて預け状が多いのは、実はこの事情を物語る。

[注]

(5) 「妙雲」には、当国関係で、他に(醫成)六月廿五日付の相良定頼宛書状(相良家文書)が遺る。花押も同じである。また、宗像神社文書 康永三年五月二三日沙弥定智・妙雲遺書状がある。この「妙雲」も、従来は正確な比定がないが、花押から同一人といえる。因みに、同神社文書原本の極札(古筆家印)に「太宰少式妙惠判形」とあり、竹内理三氏も「妙惠」と読まれている(大宰府史料中)。妙惠とは、頼尚の父貞経の法名だが、彼は既に他界しており(建武三年二月、大宰、もろろん花押の型も異なる。府有智山合戦で敗死)。

(6) 久我文書(三六)、南北朝中期(觀應元年)の久我家所領目録等に山本荘がみえる。なお、杉本編『肥後国北部荘園史料』当荘の項には、久我文書は全く収録がない。

(7) 宛先「大宰少式」はもろろん頼尚である。発給者「沙弥」を、従来の史料集では鎮西管領一色範氏にあてて、幕府安堵方頭人とした。即ち、鎮西管領発給文書の書止は「仍執達如件」だが、本文書は「依仰執達如件」完全な奉書だから中央幕府機構の発給文書といえる。「沙弥」とは、具体的には二階堂行珍であろう(佐藤「室町幕府開創期の官制体系」、前掲「中世の法と」)。

(8) 「上築地」は大野別符に、「桑原」「安永」は六箇荘にある(詫摩「文書」)。

(9) 因みに、当時、他の諸権力による宛行状は遺る。先ず幕府(將軍方頭人)は、概して、当国北部諸地域の地頭職を他国々人等に宛行っている(山本荘千田荘。大友氏奉、立花家蔵大友文書。大友史料五の二九〇号。菊池郡松浦一)。鎮西管領は、全族鶴田家文書。福田以久生氏紹介有浦文書四〇号。日本歴史一四〇号)。領内では、相良氏一族間の紛争に伴なり、南部、人吉荘など球磨郡内の關所化も宛行である(具体例は、川添「鎮西管領考」。一方、南朝側、繪旨(後醍醐)によるもの(下)日本歴史二〇六号)表示)。一方、南朝側、繪旨(後醍醐)によるものは、主に国外諸地域の地頭職(豊後国日田荘(薩摩國高)を勲功賞として阿蘇大宮司一族(惟直、惟)に宛行ったものが多い(阿蘇家文書上八九三三)。征西府(令)のもの、未だない。征西府は中央南朝から關所地処分権を委任され、正平二年九月の惟澄「官軍等所望關所地注文」(同上)が征西府に宛てられたよ

うに、国人層も右の事実を承知し始める。然し、右注文の要求は殆ど拒否された(同二)。在地勢力の存在で、特に新来の外来系権力にとり、關所地宛行は実現困難であった。以上、諸権力の宛行は地域的に類型化できそうだが、やはり阿蘇氏(社)領の關所化も他氏への処分の例はみえない。

(C) 当国経営の基盤

これについて、既に川添昭二氏の成果がある(編纂、南北朝時代における少式氏二号、「南北朝時代における少式氏の」。明確に実証された部分はそれに従って出典の列挙は省略するが、改めて筆者なりに考証・整理しよう。

先ず物的基盤である。頼尚の所領については、直接史料が殆ど遺らず、「跡」關所の型でみえる。彼が觀應擾乱期には直冬党に属し、やがて少式氏本宗が滅亡するためである。恰かも北条氏一得宗領の場合に似る。川添氏の検出のように、当国内の頼尚所領は永吉荘と山鹿荘である。

永吉荘。人吉荘とともに球磨郡内で、動乱当初、「宰府御領」とみえ、彼にとり当国最大の所領である。平家没官領から「鎌倉殿御領」になる。預所職は、弘安年間には少式景資(頼尚の曾祖)だったが、間もなく岩門合戦の結果、關所化され、北条氏所領になる(この点、石井前掲論)。建武政権の朝敵所領没収を経て、幕府から頼尚に給与された。少式氏にとり、実は本主権回復ともいえよう。当荘内に頼尚の軍事拠点山田城が築営され、南北両軍の争奪戦が展開する(先述)。觀應擾乱後、幕府側(將軍方頭人)により、「頼尚跡」關所化されて定頼など相良氏一族に配分される(相良家文書一四〇号)。以後、少式氏と当荘との関係は消える。

山鹿荘。当国北部に存し、醍醐寺領。建武年間、当荘地頭職は幕府から新恩として頼尚に給与されたのである。觀應三年四月、幕府側は、「山鹿荘内筑後守」地頭職等を勲功賞として薩摩の樺山資久(薩摩氏)に宛行った。永吉荘の場合と同じ事情といえる。

何れも、建武政権を経て、成立当初の室町幕府から新恩として給与され、観応擾乱の結果、闕所化され、当国守護職(後述)とともに少弐氏の手から離れる。この間、頼尚が、当地域を宛行など一般国人に処分した徴証は遺らない。彼の当国での物的基盤は脆弱であった。

つぎに人的基盤。守護代は饗庭宣兼である。少弐氏被官で、当時、他の頼尚管国筑前の守護代でもある。肥後国守護代としての活動は、建武四年(一三三七)二月、貞和二年(一三四七)一〇月にみえ、守護頼尚命令下で軍事指揮・遵行に関与する。軍事指揮として、先述の通り、菊池氏・相良氏など反武家勢力の対策に当たる。遵行の面は、頼尚書下の受命者である。人吉荘の項で提示したが、建武五年八月、「守護代」宛の遵行命令の頼尚書下(相良家文書一八〇号)を受けた、「妙雲」施行状が遺る(阿八)。

「妙雲」||「守護代」||饗庭宣兼で、宣兼の発給文書と花押を、新たに比定できた。当国に対する彼は、守護頼尚以外、他の政治権力との関係は全くみえない。例えば鎮西管領一色氏による遵行書下の受命者に、他の九州諸国では「守護代」の場合があるが、当国ではその例はない(阿八節)。当国経営について、宣兼の守護被官たる側面、守護と鎮西管領とが相互に「対等」的意識(抵抗的意識)が強いことを窺える。

守護代の他、「大将」筑後経尚がいる。頼尚の甥で、一三四〇年代前半、相良氏対策のため、頼尚の下で軍事指揮に当たる。施行状(一通四九)・軍勢催促書下(二通同〇〇号)・証判(六通同九五号・九六号・九九号・一〇〇号)が現存する。特に、暦応三年八月六日付の施行状は、「御奉書之旨」に任せて相良経頼・祐長誅伐を命じた軍勢催促(相良長)だが、「御奉書」とは現存の同年六月十九日付の頼尚書下(阿八)に該当する。彼も、頼尚以外、他の上級権力との関係は全くみえない。これら代官(守護代)の実態からも、当国支配上、守護(尚頼)と鎮西管領(一色)とは互いに独自の色彩が強かった。

#### (D) 観応擾乱と守護職解任

幕府中央政局における二頭政治対立の影響は、直義の猶子直冬の西下で、九州にも齎らされる。貞和五年(一三九九)九月、直冬の当国河尻上陸、及び前年の(征西将軍宮)懐良親王の宇土(河尻の)上陸、菊池入り(直冬・懐良は、ここに始まる)、当国の政治的關係は三者鼎立となった。

頼尚は、直冬の入国当初、あくまで幕府制度下の守護としての立場を守ったが、やがて観応元年末には直冬党になり、ついに守護職を解任される(後に詳述)。

さて、ここで、三者||政治権力と当国々人との動向をみよう。

先ず直冬(佐殿(左兵衛))は、入国以来、諸種の文書発給で、国人層の誘引に努めた。「自京都依有被仰之旨、所令下向也」等(志岐文書一四四頁)と自己の行動の幕府制度下での正統性を述べた軍勢催促を発し、闕所地や国外(九州)所領を宛行い、「但本主参御方者、可宛下替」なる条件を付し(詫摩文書九卷九号、小代文、書二八号、深江文書五四号)、河尻氏・詫摩氏・阿蘇氏・相良氏など有力国人を把握する。

河尻氏。中部の河尻荘(地頭)を本拠とした有力国人、鎌倉期は押領使(八幡宮時御神宝委文書)、名刹大慈寺(曹洞)の開基となる。当時は幸俊、彼は「肥後権守」(自称「肥後守」阿蘇家文書上二七)であり、隣の甲佐社領守富荘への押妨など領主制展開に努め、さらに守護職を所望していた(阿蘇家文書下二三号等)。彼は、本拠河尻荘で直冬を最初に迎え、直冬の「所願成就」のため阿蘇社に願文をなした(同上)。こうした中に、彼は、観応二年(一三五二)、直冬の正式な九州探題期間(尊氏・直義の一時的和議による)に肥前国守護に補任される。これは、將軍からも正統性が承認され、実効性もあった(肥前照)。

詫摩氏。先述の通り、大友氏の有力庶家で、当国神蔵荘を根拠に領主制を展開し、惣領家から独立化の傾向が濃厚であった。当時、宗直で、

彼は「料所」宛行いなどで一族被官化の兆候をみせる(註摩文書四)。入国間もない直冬から、隣国筑後守護職に補任され、同国三瀧荘・肥後国山本荘・肥前国山田荘等の地頭職を宛行われた。筑後国々人の軍事指揮権を委任され、また九州内(註後國)・外(出雲國鞆部氏に対する例)を問わず、九州内の戦場で活躍した直冬方国人の戦功を認定(証判)している。当国での直冬文書は、彼宛が最も多い。

阿蘇氏。惟澄は一貫して南朝方だが、惣領大宮司惟時の方はなお独自の行動をとって去就かでない。直冬の入国後、九州期間の惟時の動向は、つぎのように、極めて複雑である。①一三四九年九月直冬方(阿蘇家文書下)の誘引策(頁一四四頁・二四五)の成功である。②一〇月南朝方(同下二)の朝方は、感状とともに所領(新恩)安堵をなし、年来の懸案、惟時誘引の実現といえよう。③翌五〇年六月七月幕府方(同四)の時期は間もなく崩れ、幕府側(將軍尊氏)による感状、社領安堵(阿蘇社領)がなされた(同四九頁)。この社領安堵(御教書)は、惟時自らの「当社領等安堵御下文」の申請に始まり、大友氏泰による幕府への執進(公方)を経てなされた(同二〇)。当国守護はなお頼尚の筈だが、直冬方のため、隣国(豊)守護氏泰が代わって「吹拳」したと考える。④一〇月翌五一年二月南朝方(同二七)。微妙な時期で、正平五年(一三五〇)一月八日付の懷良親王令旨は阿蘇四箇社領及び新恩地(元弘以來)の地頭職を「任先朝(後醍醐)勅裁之旨」せて安堵し(同四)、翌年二月一八日、惟時は孫惟村を嫡子として同上所領等を譲った(同二七)。この讓状に、「相副 綸旨 令旨代々之証文」とみえ、年号「正平」(年六)の使用から、当時、明らかに南朝方である。

⑤二月三月直冬方。直感感状等が遺るが(同十一四二頁)、このころ、中央では尊氏・直義が和睦する。斯様に、僅かな期間に、惟時は極めて転変している。自己で、三者鼎立の政治情勢を適当に利用した。特に多

くの宛行状を遺す直冬にも、他の諸権力と同様、阿蘇社(及び阿蘇氏)所領について關所化他氏への処分(移動)の例はみえない。

相良氏。動乱当初以来の一族分裂の趨勢は、当時まで続く。定頼・定長等は相変わらず幕府方(將軍尊氏)で(相良家文書二一六二)曾ての「球磨郡凶徒」の中核相良氏惣領経頼や同郡久米郷の三池親元(同四〇号)・橘道公等は終始「直冬与同」として反幕府的行動をとる。

以上、直冬は、いわば当国の「第三勢力」たる有力国人の把握に努めた。他の九州諸国でも、日向・大隅では直冬一國大将・守護畠山直頭による一宮正八幡宮・在庁郡司有力国人層の掌握、肥前では守護河尻幸俊の実現と有効性、筑後では多く国人層が安堵申状を直冬に提出した事実(これに対する直冬)・筑前安楽寺天満宮の支持等、佐殿(直冬)方が優勢である。

一方、この期間、中央幕府(將軍尊氏)は、大宮司惟時誘引に発した、僅かな軍勢催促状(阿蘇家文書下)・感状(同四九頁)・安堵状(同四九頁)が遺るに過ぎない。また、鎮西管領一色氏は、ますます幕府の「忠実な官僚」としての色彩を濃くする。当国関係では、僅かの宛行状(佐田文書二四二)・感状(相良家文書一七一)しか遺さない。一族分裂(相良氏例)の利用、特に庶子層の把握を試みている。直冬の場合と対照的である。

さらに、南朝方(後村上天皇・懷良親王)は阿蘇氏誘引に努める。惣領大宮司惟時が、去就「自由」であったのに対して(先述)、惟澄は、南朝方、直冬方の双方から誘引され、常に前者に立った(幕府方との関係は、全くかつた)。直冬の入国直後、惟澄は日向国の吏務職(阿蘇家文書一九二三)・高知尾莊三田井郷地頭職(同八十一)を獲得、同国で權益を得た。高知尾莊は、九州山脈を挟み、阿蘇盆地の東隣である。彼は、舎弟惟雄や一族坂梨惟教を「代官」として、同莊軍勢の把握に成功し(同下二頁)、北肥後菊池方面で南朝方として活動する(同四二)菊池氏では、「肥後守」武光の活動がしだいに顕著になる(後に詳述)。

要するに、当時、守護頼尚や有力国人を把握して、当国でも直冬方が優勢であった。

ところが、中央での観応二年一〇月の正平一統、翌年二月の直義の死去で、直冬の政治的活動は大きな変化(制約)を齎す。その影響は、直冬発給文書の激減、翌正平七年二月廿八日付の「直冬党類退治事、綸旨并御教書等如此」とある鎮西管領一色範氏の軍勢催促施行状(相良家文書一)等、当国でも観面に表われる。さらに、同年四月から、幕府方(将)尊氏、(管領)一色氏による宛行状の盛んな発給、殆ど少式頼尚を始め直冬与党の關所地が対象である。現存では、一色範氏が相良氏一族に宛行ったものが多い。それらは、宛行々為が一段落したところで作成された「相良遠江守定頼同庶(字)等為一色殿御配分令拜領所領等注文」(相良家文書一)にまとめられ、対象として球磨郡永吉庄(少式頼尚跡)・同郡久米郷西方(三池親、同東方公跡等)がみえる。託磨氏でも、同様な例がみられる。当国八王子庄内田地(次郎跡)・地頭職等は、観応二年三月二日(卷一六号)及び文和二年三月二〇日(同二)の一色範氏書下で、一族託磨宗頭に宛行われた。ここに、当国でも直冬方勢力は衰退し、ついに文和元年(観応三)十一月、直冬も九州を離れた。

さて、少式頼尚の当国守護職解任の時期である。私見では、観応三年四月には確実に解任されていると考える。即ち、同月二五日、鎮西管領一色範氏は当国山鹿莊地頭職を「筑後守頼尚跡」(頼尚は、貞和四年八月一日の除目で「筑後守」)として薩摩の榊山資久(島津氏、庶流氏)に宛行った(御山文書)。これは、当国内頼尚所領の關所化の初見で、(将)尊氏の袖判が据わるから、中央幕府側も正式に承認したといえる。翻って頼尚は、直冬の入国後、観応元年四月ころには、逸早く直冬方となった河尻幸俊・託磨宗直を誅伐すべき旨、管国守護代・国人に命ずる(相良家文書一)等、当初はあくまで幕府方守護としての立場を保っている。ところが同年七月一九日、阿蘇四箇社領安塔に關する大官司惟時宛の足利尊氏御教書(阿蘇家文書下、一四一頁)は隣国守護大友氏泰

の「吹拳」に基いており(四二〇)、先述)、一〇月二日、同人宛の尊氏判御御感御教書に「太宰筑後守頼尚事、依令与同令直冬返逆、(反)略中、爰不属彼凶徒、参御方之由、(天)尤以神妙」(同二四)等とあり、このころ幕府は頼尚に当国守護としての期待はない。また頼尚も、同年一〇月ころには直冬を「公方」と称したりする(同二九)。この過程により、彼は、幕府から所領とともに守護職を剝奪された。また、爾後、守護代櫻庭氏の活動も管見に入らず、少式氏と当国の関係は消える。さらに、一三五〇年代、暫らく当国の正式守護(幕府方)はみえない。

[注]

(10) この所領注文は、記載内容に該当する数通の「一色殿御配分」状(範氏宛行書下)が現存のため信憑性はあるが、年月日欠のため年代推定が必要である。該当する範氏宛行書下で年代的に最下限は、文和四年四月五日付のもので(相良家一五五号)、また定頼が「遠江守」になるのは、下って延文二年(一三五七十二月十八日付の後光厳天皇口宣案である(同六)から、これより遠くない時期に作成されたといえる。

(11) 特に観応擾乱後、一色範氏と直氏の宛行(相良家文書一四〇号)・安塔(託摩文書四卷)の書下には、尊氏の花押が据わるものが多い。鎮西管領一色氏の將軍に対する「忠実な官僚」としての性格は、当時、いよいよ濃厚になる。対象が關所地のため本主など在地勢力との対応も迫まれ、ことさらに將軍の権力と権威を必要とした。

(12) 他の九州諸国でも、観応二三年、従来の頼尚所領は幕府方から關所化され、守護としての徴証も激減する。観応擾乱後、彼の動向は極めて微妙で、再検討を要する。本拠たる筑前国守護職等も、一旦、改易されたと考えられる。さらに、観応三年六月八日「上総国一宮庄高根郷内(少式入道跡、太宰)」は安田氏義(垣谷)に、文和四年八月四日「近江国馬淵庄北方地頭職(頼尚跡)」は佐々木道管(高)に(佐々木)、足利尊氏袖判下文で宛行われた。これまで頼尚が九州外にも所領を有し、観応擾乱直後、同様にそれが中央幕府に關所化されたことがわかる。念のため、紹介する。



14) 正平廿四年十一月日 阿蘇惟武(案)に「為饗庭修理進出道々哲奉行」とみえ(阿蘇家文書下、一六八九頁)、事実、当時の征西將軍官親王令旨の奉者として「沙弥道哲」の署名がある(例、東妙寺文書四一〇号)。互いに同一人物と考える。「道哲」は、やはり少貳氏被官の一族で、観応期には直冬機構の奉行人的存在である(諸家文書竊四所、収三刀屋文書)。当時、一三六〇年代、少貳頼澄(頼尚の子息)は、年号「正平」の使用、征西府を頂点とした一連の下達文書(遵行命令)、発給に關与する等、南朝方豊前国守護としての徴証が明らかである(拙稿「統後國」の項〇号三)。(当時、少貳氏内部には、頼尚後の惣領権をめぐる、頼澄と兄冬資との間で南北に分裂・対立がある)ここに、頼澄ら少貳氏一族と被官饗庭氏は、武光ら菊池氏とともに、九州在地勢力として征西府(一南朝方)隆盛の一翼を荷う。

四 大友氏時↓阿蘇惟澄・惟村

(A) 大友氏時

観応擾乱し直冬の九州脱出後、当国では南北二公武の対立が露わになる。征西府―菊池武光ラインが強化され、曾ての「球磨郡凶徒」等が南朝方に編成され(相良家文書一四七、一六三、一六四号)、北朝―武家方は、鎮西管領一色氏も間もなく九州脱出し(文和四二、三三五)、しだいに前者に圧倒される。

さて、頼尚の後、暫く当国守護職はみえなかつたが、延文四年(一三五九)八月、幕府は大友氏時を当職に補任する。彼は、先の当国守護氏泰の弟で、当時、本拠豊後國の守護である。当国守護としての徴証は、つぎの通り。

① 延文四年八月廿四日 足利義詮(氏時)御教書(立花家藏大友文書、大友史料七三四九号)「肥後国守護職事、所補任也」↓大友刑部大輔

ここに、久し振りに当国の正式守護(幕府方)が出現した。

② 同年九月二日 將軍家執事細川施行状(去四月廿日御下文)に任せて、当国詫磨近見左近将監跡田地六五町を詫磨宗秀に沙汰し付く

べし) ↓同(詫磨彦九郎氏所藏文書、大友史料七三三六号)

③ 同日 同人施行状(去四月廿日御下文)に任せて、当国八王子莊内田地五町(詫磨助)を詫磨宗頭跡に沙汰し付くべし(意ではない) ↓同(詫磨文書四、卷一七号)

④ ⑤ 何れも、遵行命令で、「去四月廿日御下文」とは、将義詮宛行下文を指し(但し現、詫磨氏一族所領に対する闕所化↓再給与といえよう。阿蘇氏・相良氏と同様、詫磨氏も内部で所領相論が展開している。)

④ 同年十月廿三日 足利義詮(親)御感御教書(鎮西凶徒退治)のため、当国に発向した氏時同道の「一族并肥後・豊後兩國地頭御家人等軍功」に対する感状) ↓同(立花家藏大友文書、大友史料七三三三三号)

⑤ 同年十一月十日 同人御施行状(綸旨)に任せて、「太宰筑後前司頼尚相共」に「鎮西宮并菊池武光以下凶徒」を追討すべし) ↓同(同、四三五六号)

「綸旨」とは、該当するのが『園太曆』三十一の十一月七日条にみえ、北朝のものである。この年八月、筑後大保原合戦(少貳頼尚軍と菊池武光軍との戦い)があり、④⑤はこの情勢と関りがある。

⑥ 同六年二月廿二日 同人判御感御教書(鎮西凶徒退治事、於所々数ヶ度致軍忠之由、大友刑部大輔所注申也) ↓阿蘇大宮司(惟村)(阿蘇家文書上七号)

④⑤⑥(とりわけ④⑥)の條に注意)から、氏時は、当国の軍事指揮権(軍勢催促、戦功注進)を委任される。

以上、氏時は、幕府から当国守護として遵行権・軍事指揮権を付与されてい

る。彼にとり、当国支配の基盤(前提)は何か。貞治三年(一三六四)二月、氏時当知行所領所職注進状に「肥後国隈牟田庄預所職(付、森崎千)、同国

光永・吉納新開、同国下須嶋、同国合志庄、肥後国千田庄付重富、永富兩名、肥後

国山本庄、同国健軍社領」がみえる(立花家藏大友文書)。このうち千田庄・

山本庄・健軍社領は、先に建武三年三月一七日、足利尊氏下文で勲功賞

として氏泰に宛行われて(同、四五)から大友氏所領となる。限牟田庄

も、建武年間と同庄地頭方半分を大友正全(氏泰の守護代)が「拝領し」(志賀文書、二五六号)、

間もなく氏泰自身も同庄内に所領を有するに至る(阿蘇家文書上、一三三三号)。観応三年

(一二三三)九月廿二日付の義詮判下文は、氏時に対して、「国々散在所

領等」について「任兄氏泰去貞和四年八月十八日讓状、可領掌」と安堵

した(立花家藏大友文書、大)。この下文には、当国も含まれ、具体的列挙はな

いが、右の所領(新恩)等を指そう。加えて、観応擾乱直後、文和二年

十二月廿五日付の尊氏判下文で、氏時は「限牟田庄東方武豊前等地頭職」

を宛行われた(同、同)。当庄地頭職は、これまで大友・少弐(武)両氏に

折半されていた。ここに、少弐氏一族所領の闕所化に伴ない、当庄一円

の地頭職は守護氏時に集中し、右の貞治三年二月の氏時所領注進状にみ

る(当時の諸例から、(1)預所職地頭職)。

人的基盤は、直接にはわからない。

以上、氏時は、補任状の存在、また新恩の国内所領を基盤に、幕府か

ら当国守護としての権限を付与された。ところが、この期間、彼の守護

としての発給文書は遺らない。全くの偶然とはいえない。後述するが、

当時の当国は、征西府の菊池在所、「肥後守」菊池武光の実質的支配等、

九州における官方勢力の拠点に化した。因みに、少し遅れて貞治年間に氏

時・氏継が隣の筑後国守護に補任されたが、この場合も発給文書が全く

遺らない(「筑後国」)。両国とも、彼にとり、殊更に幕府側の正式な守護

職補任状が遺るにしろ、実質的支配は極めて困難であった。そもそも幕

府が大友氏を当国など本拠(後)以外の守護職に起用したのは、観応擾乱

後、少弐氏所領の闕所化とその大友氏への宛行状がかなり遺るようになり、

在来の九州守護家を政治的に懐柔・対立させる意義もあろう。

[注]

(1) さらに、当国守護職補任の二ヵ月後、延文四年十二月十五日付の義詮判下

文で氏時は「菊池武光・同兄弟一族等跡半分」を勲功賞として宛行われた

(立花家藏大友文書、大)。これは、筑後大保原合戦の直後で、寧ろ官方勢力が優

越した当時の在地情勢から、直ぐに実現したとは考えられず、事実、貞治三

年二月の氏時当知行所領所職注進状にもみえない(下つて、永徳三年七月十八日付の

みえる。同)。(大友親世当知行所領所職注進文には

同、一三五号)。

(B) 阿蘇 惟澄

延文六年(一三六一)二月廿二日付の足利義詮判御教書で、阿蘇惟澄

が当国守護職に補任された(阿蘇家文書上、一六〇号)。実は、これは大友氏時の推挙に

よるもので、つぎの史料(立花家藏大友文書、大)は興味深い。

肥後国守護職事、依挙中、被補阿蘇筑後守惟澄、於替者、闕国出来

之時、可宛行也、若惟澄不参御方、現不忠者、如元可令管領之状如

件、

延文六年二月廿二日 (足利義詮) (花押)

大友刑部大輔殿 (氏時)

氏時は、先述の通り、二年前に守護職に補任されたばかりだが、特に

当国は南朝方優勢で(後述)、しかも本拠以外のため、当国支配は実現

しない。

惟澄の方は、大宮司家の庶子で、動乱当初以来、一貫して南朝方に立

つ。従来、彼は「大宮司職」を(ときには自称しつつ)所望したが、当職は

あくまで惟時にあり、南北朝両政権もこれを承認していた。惟時は、正

平六年(一二三二)二月一八日、惟村に「肥後国鎮守一宮阿蘇、同健軍・

甲佐・郡浦已上四ヶ社領并矢部・砥用・津守保、筑前国下座郡惣領分、

豊後国大佐井郷地頭職」を譲与し(阿蘇家文書下、二七五頁)、間もなく死去した(同上、一

正平十一年六月日、阿蘇惟澄申状)。一方、征西府(鎌倉親)は、惟澄に対して、同一

案に「惟時他界以後」云々とする。

六年二月三日、「惟時跡」として「阿蘇社務職并神領等」を安堵し(同下七頁。数日後、これに対する「肥後」五月二五日、再安堵した(同上十一)。他史料から「社務職」一見状がある。同二八頁。「大宮司職」等といえ(同上十七、八頁等が例)。爾後、宮方側からあれ、自他ともに惟澄が「大宮司」と称され阿蘇氏の中核となった。惟澄にはまた、守護職所望(同九頁)等、惟時と同様、領国制 $\parallel$ 権力志向性がある。「肥後守」菊池武光(後述)とともに、当国での南朝 $\parallel$ 宮方二大勢力として、その傾向は強化された。

ここに、守護大友氏は、惟澄を守護となすべく、寧ろ自ら幕府に推挙 $\textcircled{a}$ した。惟澄への当職補任は、右のような強靱な宮方在地勢力の存在により当国支配の困難を知った幕府方 $\parallel$ 外来系守護が、その勢力分裂のためにとった、止揚的なものといえよう。高度な政策で、 $\textcircled{b}$  $\textcircled{c}$ のように將軍 $\parallel$ 氏時方に当職処分権を留保したのは重要である。

こうして幕府から正式な守護に補任された惟澄だが、その後の動向はどうか。実は、相変わらず南朝方の立場を続ける。それは、正平一六年六月、遵行要請の惟澄申状(案、同上十一)に如実に表われる。即ち、南朝年号「正平」の使用、宛先は征西府で、さらに文中に「守護人」とみえ、当時、当国守護は惟澄以外に示す。後に詳述するが、当時、遵行命令を始め当国経営は征西府(在菊池) $\parallel$ 菊池武光(国守・守護兼帯)で確実になされ、右の申状にみえる「守護人」とは武光を指す。惟澄の場合も守護たる実質的意義は極めて弱く、彼自身、恐らくその無効性を認識したろう。ために、彼は、自己の北朝方守護としての立場を否定しない。彼は、相変わらず南朝方、即ち幕府に対してはまさに $\textcircled{b}$ なる状況であった。

(C) 阿蘇 惟村

貞治元年(一二三二)十月十七日付の義詮御御教書で、阿蘇大宮司(惟

村)が当国守護職に補任された(阿蘇家文書上)。惟村は惟澄の嫡子で、惟澄の当職補任の翌年である。この際、同時に、惟澄の場合(先掲)と同旨の義詮御教書が、大友氏時宛に出された(立花家職大友文書、大)。即ち、当職は、「惟澄不参御方、現不忠」(史料 $\textcircled{b}$ )の結果、一旦、形式的には氏時の手に戻ったが( $\textcircled{c}$ )、彼自身もそれを望まなため、惟村が補任されたと解される。

この事情は、ここに至る政治過程をみれば、明らかである。前年、惟澄を当職補任の後も、幕府方(持義詮 $\parallel$ 阿蘇家文書上 $\parallel$ 鎮西斯波氏経 $\parallel$ 同十一五六 $\parallel$ 大友氏時 $\parallel$ 同二)は惟村の方を「大宮司」と称した。また、菊池武光など「鎮西凶徒」対策に当たり(主要職場は、豊後方面)、幕府方は諸内容の文書を「書状」形式で惟村宛に出す。特に、氏時は、康安二年(貞治元)二月一五日、惟村宛に、軍勢催促状(同上十一)と同時に、去状を発する。去状には、「肥後国守護職事、雖拜領候、拳達京都候畢、仍去申候、可令致軍忠給候」とか(同二六)、当国菊池肥後守武光 $\parallel$ 同庶子等跡并森富荘(同二七)および豊後国日田出羽次郎 $\parallel$ 同庶子等(今度降参、筑後宮)跡 $\parallel$ 同国井田 $\parallel$ 大佐井向郷(同二七)を「去申」すので「可令致軍忠給候、其子細可注進京都候」とある。何れも、氏時の注進(先掲 $\textcircled{a}$ )に対応)で「京都」 $\parallel$ 幕府から承認される。特に守護職 $\parallel$ 公職が、大友氏の去状 $\parallel$ 私文書で処分されるのは、当職処分権が実質的には在地守護にも留保されると考えられ、注目できる。これら去状は何れも「軍忠」 $\parallel$ 戦功要請の条件を含み、同時に軍勢催促状が発せられており、極めて政治的に特殊な意味をもつ。こういう経過を前提に、惟村は当国守護職に補任された。 $\textcircled{b}$ の状況であれ、氏時にとり $\textcircled{c}$ の必要は全くなく、寧ろ惟村を幕府に推挙する( $\textcircled{a}$ )程である。(阿蘇氏の守護職補任の旨が、阿蘇家文書とともに大友文書に遺るのは、阿蘇氏補任が事実で、大友氏は自己の当職を否定したことを物語る)

爾後、一三六〇年代、惟村は、「大宮司」と認識され、幕府から当国守護として、軍事指揮権を要請される(例、同下)。然し彼も惟澄と同様、

当国関係の発給文書を遺さず、経営の実態は確かにできない。鑑るに、阿蘇氏が当職に補任されながら権限発動の徴証がみえないのは、一つには官方権力(征西府―国司家菊池氏)優勢という外的要因、一つには「大宮司職」相論(分裂)<sup>(2)</sup>という内的要因に由る。

以上、一三五〇年代末〜六〇年代、幕府方の当国守護は、大友氏時↓阿蘇惟澄・惟村と転変した。守護職⇌公職が在地守護(大友氏)の私的行為で処分されるのは幕府制度上注目すべきで、何れも、実際の権限発動は不明である。また、惟澄は、当職在任当時、相変わらず南朝年号を使い、南朝方「守護人」宛に遵行等の申請を提出する。要するに、当時、特に当国では、南朝方勢力の優勢のため、幕府方守護職の実効性はなかった。

[注]

(2) 当時、「大宮司職」は南北で並立した。正平一九年(一三六四)七月一日、惟澄は惟村(阿蘇家文書下、一七八頁)と别当丸(阿二七)宛に讓状を作成した(叶之間、依不及判形、所手印也とあり、高齡中風の事情を示す)。惟村には、嫡子として「肥後国阿蘇・健軍・甲佐・郡浦(已上四箇社領)並矢部山・砥用兩山・津守保、豊後国大佐井郷半分、筑前国下座郡惣領分地頭職」で、曾て同六年二月一八日の惟時讓状(惟村宛、阿二七)と概ね同一対象である。特に傍線部分は、本文説明「四箇社領本家・領家・地頭兼大宮司職」に当たり、「社務職」の内容である。本家・領家兩職ともに大宮司の手にあり、建武政権の官社解放令の結果が生きている。ここに、「大宮司職」⇌「社務職」は、實質的に惟時↓惟澄↓惟村と相伝された。惟澄は、また庶子别当丸には「肥後国阿蘇社領南郷村々井北郷上竹原(当時陸室并豊後国大佐井郷四分一地頭職)を讓与し、「但可随惣領惟村之所勅」なる条件を付す。従来、南・北に分裂した「大宮司職」(社務職)が、右の惟村への讓与で、一元化された。

ところが、征西府(親王)は、間もなく同年一〇月一九日に惟武の「惟澄遺跡相統」を承認し(阿上十一、七五号)、翌年三月二八日には彼を「大宮司職」に補任した(阿一七)。彼は、惟澄子息で、惟村の弟である。曾て、惟澄の「代官」を

勤めてもいる(阿下十二、七九頁)。先に惟澄が惟村等に讓状を成したころは、惟武は不孝らしく、讓与を暫らく見合わされた(同)。ここに、惟澄の帰参が承認される。一方、貞治六年(一三六七)十月廿五日付の(將義詮判御教書は、大宮司(惟村)に「社職神領等」(大宮司職⇌社務職)を安堵した(阿下十二)。こうして、再び大宮司職は分裂した。以降、幕府方はあくまで惟村を正式な大宮司として(また当国守護として)、南朝方(征西府)國司菊池武光は惟武を「大宮司」として待遇する。

[五] 菊池 武光

一三五〇年代末〜六〇年代の当国は、前章で「守護職の転変」をみたように北朝⇌武家政権側は振るわず、南朝方権力が優越した。征西府は、正平一六年(一三六一)六月、菊池から大宰府に移り、隆盛朝を迎える。当時、征西府による当国関係文書は、「肥後守」菊池武光宛の遵行命令、大宮司惟澄・惟武に対する所領安堵・祈禱依頼など、統治権の側面のみである。軍勢催促状など軍事指揮関係が全く遺らない。この傾向は、九州全般であり、一応、征西府支配の確立・安定を示す。

菊池武光が、当時、当国々守・守護兼帯で活動している。彼は、元来、当国益城郡豊田荘の出で、菊池氏惣領家ではない。一三四〇年後半から、「肥後守」を自称(阿蘇家文書下、一三三三頁)・他称(阿二二)し、懐良親王の使者となり(阿二三)、軍勢催促(阿二四四頁)や訴訟(阿二五)等に関与し始めた。観応擾乱⇌諸合戦を経て、しだいに勢力を得る。

さて、武光の当国に対する権限はどうか。④上部権力発給文書の受命者、⑤自己による文書発給との両面がある。

④について。上部権力による武光宛公文書を蒐集すると、つぎの点に気付く。正平一三年八月〜二十四年一月に八通(阿蘇家文書下、一三一頁、四六頁、阿九頁、五三頁、魏江家文書九〇)

①号九)ほど遺り、発給者Ⅱ上部権力は全て征西府(王令)である。武家方のものは勿論、綸旨など中央南朝政権による文書も遺らない。当時、九州全般の傾向で、南朝方による九州支配は、曾て全権を委任された征西府(令旨)で完結することの一端を示す。さらにいえば、守護補任権も既に征西府にあり(後征西將軍宮長親王令旨による相良前領の肥前国守護補任、内容が全て遵行命令である点で他人宛の場合と異なる。受命者としての武光は全て「菊池肥後守」宛と表現されるが、当時、遵行権は武家政権側では守護の基本的公権で、しかも当国々人が彼を「守護」と称して遵行申請を成しており(後述)、彼は守護の立場(国司ではなく)といえる。)

〔表1〕

施行状	7
加冠状	1
寄進状	2
書状	8
拳状	1
注進状(請文)	1
証判	1

②彼自身による文書は、正平元年七月(一九年七月)に亘り、〔表1〕のように整理した。もちろん彼の当国支配は国司・守護の両面あるが、この点、個々考察の過程で検討しよう。

まず、軍勢催促状など軍事指揮関係の文書がみえない。合戦など政治過程を通じ、しだいに征西府(菊池大等府在野)—武光による官方支配の優越を示し、偶然とはいえない。

施行状は、征西府(令旨)の遵行命令(沙汰付)を「守護代」や遵行使宛に施行したもので、彼による発給文書の中核である。ここからも、彼には、征西府が最高権力で、その命令下達下に守護の立場といえる。遵行の対象地Ⅱ論所は、守富荘、郡浦・小河である。

守富荘について。

③惠良筑後守惟澄申兵糧料所肥後国守富荘半分地頭職事、如去月十三日重御教書者、河尻七郎代官不避退云々、早任被定置之法、(密)敵密可被沙汰居下地於惟澄云々、任被仰下之旨、窪田越中介相共、莅彼所、遂其節、載起請之詞、可被注申之状如件、

正平十三年九月十七日  
守護代

武光(花押)

これは、現存する武光施行状の初見である。傍線④に該当の、「菊池肥後守」(武)宛の令旨が現存する(阿蘇家文書下。)当国での遵行は令旨↓武光施行状↓守護代・遵行使なる手続をとり、武光は守護の立場といえる。④の実名は菊池武貫、⑤は武宗(武宗も、菊池氏庶流で、早岐を称し、阿蘇家文書下。)。彼は、守護代・遵行使に一族を起用している。

さて、当時、⑥のように阿蘇惟澄(大宮)と河尻七郎との間に相論が展開している。当荘は、鎌倉後期に北条氏所領だったが(先述、注の参照)、建武政権(開闢所領)に闕所化され、間もなく足利尊氏から新たに河尻広覚に給与された(同上二二七)。河尻氏は近隣河尻荘を本拠とした有力在地領主で、観応擾乱期、「肥後権守」幸俊は直冬方に立ち、隣国肥前守護に任ぜられた(先述)。広覚は幸俊の子息で、七郎は広覚子息である(同上二五)。興国二年(一三四一)六月一八日、惟澄宛の令旨は、当荘地頭職を勲功賞として「当手之軍勢」に分与するよう命じた(同上九五頁)。河尻氏は、先に当荘は「朝敵高氏所宛行」(同上三十七)で、以後も武家方として行動したため、ここに、南朝方から「闕所」化されたのであろう。二年後、四年四月一七日の令旨で、当職は兵糧料所として改めて惟澄に宛行われ、「静謐之後、以他所可被立替」と条件を付される(同上九頁)。この条件は、河尻氏など旧来の在地勢力により、惟澄の当知行が始めから困難な実情を裏付けよう。観応擾乱後、河尻広覚・七郎父子が宮方に復帰(参)し、事情が複雑化した。正平十一年六月の惟澄申状(同上九頁)は、興味深い。当時、この申状にもいうように、「降参半分之法」は通例化している。ここで苦しい惟澄は、北条氏Ⅱ「朝敵」Ⅱ足利氏なる論理で、先の尊氏による宛行々為を無効にして、河尻氏の当荘に対する権利の全面的否定(「闕所」条)を、南朝方Ⅱ征西府に要請した。然し、征西府としては、

新給者惟澄の要請を押し切り、「降参半分之法」を發動し、当荘「半分地頭職」(先掲「武光」施行状傍線)<sup>②</sup>に対応)を河尻七郎に去り渡している。ところが、恐らく河尻氏の一円知行への運動で、惟澄は改めて征西府に遵行令旨を要求した。河尻氏の行動は、反官方であれ、官方への復帰であれ、一貫した「本主」の主張といえる。ために、惟澄の当知行は極めて困難である。

同一四年二月の惟澄申状に、「以去年八月十三日、被下三ヶ度御下知之<sup>(菊池)</sup>処、河尻七郎尚以申異儀、刺構城墾張行之間、守護人肥後守武光不及遵行」とある(五号)。(同二五)傍線①のように、これまで三回の遵行令旨(先掲「武光」施行状傍線)<sup>②</sup>は三度目のもの<sup>③</sup>であった。③から、令旨の受命者「武光」の当国々守

・守護兼帯は明らかで、また彼をしても遵行不能の事実が示される。同月一五日、彼宛の令旨では、「厳密可被沙汰居下地於惟澄、若猶不承引者、為分召所領、可被注進分限」と強制文言がみえる(四六頁)。当荘「半分地頭職」の年貢は、実は、阿蘇社造営料に充てられる(同四五頁)。二

〇年三月には「阿蘇大宮司職」も惟澄から惟武にうつるが(同七十一頁)、当荘への河尻父子の行動は変わらず、年貢「難濟」の状況で、その後も数回、武光宛に征西府の遵行令旨がなされる(同二頁)。阿蘇大宮司への遵行

は、一三六〇年代一征西府の隆盛期を通じて、本主河尻氏の一貫した当知行のために、実現できなかった。下って天授二年(一三七六)十月

十三日付の征西府(後征西將軍宮良成親王)令旨は、大宮司(武惟)に「守富庄替」として

「肥前国小城郡西方地頭職」を宛行っており(同九十四頁)、この事情を一層裏付ける。新給者の阿蘇大宮司家にとり、本主河尻氏の降参一味方<sup>④</sup>宮

方への復帰が、却って不利益であり、事態を複雑化した。当時の国人

には、武家方・南朝方を問わず、所領問題が基本で、上部権力への「献身の道徳」等ではない。

郡浦・小河について。郡浦は郡浦社領、小河は甲佐社領、ともに阿蘇

末社領で、当時、最終的支配権は「阿蘇大宮司」にある。正平一六年六

月一二日、菊池武光は、「去月廿五日 令旨」に任せて郡浦・小河を阿

蘇社家(大宮司惟澄代信阿)に遵行(沙汰付)すべき旨、守護代と窪田武宗宛に施行状を發した(同九四頁)。「去月廿五日 令旨」とは、「阿蘇社務職并神領」に関する安堵令旨で、現存する(同十一一六頁。実は、同下四七頁)。「社務職」とは「大宮司職」等を指し(先述)、「神領」には阿蘇本社・三末社(佐郡浦)領を含む。右の武光施行状は、同月の「阿蘇大宮司」惟澄(及び代信)による遵行・安堵要請の申状(同二六三頁)に依りて、發せられたものといえよう。惟澄には、「守護人」が遵行(遵)を試みたが、「押領人」

のため遵行不能行(不事)で、その旨の請文(守護注進)が征西府に提出されたという。惟澄は、先述の通り、実は、この申状の四カ月前(延文六年

年二)幕府方から当国守護職に補任されたばかりである。補任関係文書は『阿蘇文書』にも含まれるから、少なくとも、彼自身もこの事実を認

知したはずである。彼として、遵行要請申状は、自己を守護職に補任した最高権力<sup>⑤</sup>幕府に提出するのが常道であろう。ところが、右の惟澄申

状で、遵行に当たった「守護人」とは明らかに彼自身ではなく、年号「正平」の使用からして、南朝方守護を指す。菊池武光以外にあり得ない。惟澄は、在地情勢を鑑みて、自己の有する守護職を否定する。思えば、この二年前、正平一四年二月の惟澄申状に「守護人肥後守武光」と

呼び(同二二)の態度が続いている。惟澄がなお一貫して南朝方に立ち、特に当時、当国は南朝方優越の事情を如実に示す。さて、郡浦に對する「押領人」は宇土道光である。実名高俊、菊池氏庶流で、宇土郡主

(郡浦)である(日向大藏寺文書二八号)。<sup>⑥</sup>建武政権下に「料所」として六箇荘地頭職を宛行われ、正平三年正月には征西將軍懷良親王を宇土港に迎え、年

号「正平」の使用(阿蘇家文書上二八三号)等から、彼も一貫して南朝方であった。小河の方は、名和義高の子息顯興である。義高は、建武政権下に

八代荘(南河)の地頭職を宛行われ、南朝方として行動した。顯興も、「正平」年号を使用し(同二八)南朝方である。正平一六年八月郡浦社衛宛に

甲佐官牒が發せられた(同下四五)。<sup>⑦</sup>顯興の小河への「押領」に対して、郡

浦社に、同じ阿蘇末社としての合力を要請したものである。この牒にはこうある。征西府の遵行令旨を受け、この三月ころ、両使(守護代武貫の代官)が小河に入部したところ、やはり頭興が「申異儀」したため、遵行不能の請文(注進)が提出された(征西府宛か)。「重依被仰下(征西府宛旨ならん)」、七月二〇日、右兩人を入部させ、社家への打渡は実現した(遵行完了)。然し、それも束の間、その三日後、二三日、頭興は多勢を引率し、甲佐社雑掌を刃傷し、神人を打擲した。その事情(細)は、「守護使(右の両使)」の検見により、注進した(征西府宛請文か)と。さらに、小河郡浦に関する遵行不能の注進状(菊池武光請文か)が出されたので、九月五日付の令旨は、重ねて社家(大官司)に遵行するよう武光宛に命じた(同四)。彼は、この命令を受け、守護代武貫・窪田武宗兩人を「使節」として、兩地に派遣する。一〇月一日、兩人は各々、兩地とも遵行(不及)の請文を武光に宛て、武光は、同一四日、この「請文四通」を副えて征西府宛に注進状を提出した(同四)。ここに、征西府令旨↓守護武光施行状↓両使(守護)と、これに対応する両使注進状(文)↓守護請文(注進)↓征西府という手続で、遵行がなされた。幕府↓守護という当時の武家政権側の遵行手続に対して、当国では征西府を頂点としたことが示される。さらに、この武光「注進状」を受けて、同月二三日、「重差遣守護代、破却城郭等、可被沙汰付下地於惟澄」との令旨が武光宛に出され(同五)、十一月七日、武光はこれを守護代(および窪田武宗)宛に施行した(同五頁二)。

以上から論所は何れも阿蘇末社領で、阿蘇大宮司に対する河尻氏・宇土氏・名和氏という、いわば南朝方勢力同士の相論である。彼らは、南朝方権力に対して決して忠誠とはいえない。また武光施行状は何れも宛先が「守護代」等であるから(目代など国司代官ではなく)、彼の立場は守護的側面といえよう。<sup>6)</sup>

八月廿九日付(年欠)の清源寺宛、「肥後守武光」寄進状(書状形式)が遺る(清源寺文)。武尚(武光の舎弟)が「恩賞配分」として宛行われた豊後国大坪村(書五号)の土貢三〇貫分の下地を、彼の素意に任せて、武光が同寺に寄進したものの。清源寺は、肥後国大野荘中村にあり、当時、武尚系の氏寺である。今一通、正平十七年十二月十三日付、豊後国直入郷柏原村を大般若転読料として阿蘇岳に宛てた、「肥後守武光」寄進状(巻がある)<sup>7)</sup>がある(書下二頁九)。実は、先年、武光は豊後国大野荘下村内を寄進したが、「本主参御方候」ために、これを返付し、「彼替」として、改めてこの柏原村を寄進したのである(同二)。さらに前、同九年一二月七日、大友行宗(氏時)が大野荘下村内の諸名地頭職を阿蘇岳に寄進している(同十一)。斯様に国外所領が阿蘇社に寄進されるのは、興味深い。また武光の寄進行為に、阿蘇社(氏)把握の意図が窺われる。

加冠状(巻)は、正平一六年二月二九日、阿蘇惟武に「武」を与えたものである(同下)。惟武は、三年後、一九年一〇月一日、征西府令旨で「惟澄遺跡相続」を安堵され(同十一)、翌二〇年三月二八日付の令旨では「阿蘇大宮司職」に補任された(同七)。先述の通り、当時、大宮司職は南・北(村)に分裂している。ここに、武光は、南朝方大宮司惟武を被官化して、政治的上下関係で確実に把握せんと試みる。

注進状(巻)は、郡浦・小河について両使からの「請文(遵行不)」を副えて、正平一六年一〇月一日、征西府に提出したものである(同下)。もちろん、守護としての行為と考える。既に触れたので、これくらいにとどめる。

八月廿九日付(年欠)の清源寺宛、「肥後守武光」寄進状(書状形式)が遺

奉状は、つぎである(藤崎八幡宮。文書二号)。

肥後国藤崎八幡宮可被遂造管之由事、<sup>8)</sup>当寺神官等申状(能報告)如此候、謹進上之、子細載于状(候)、以此旨、可有洩御披露候哉、恐惶謹言、

正平十二年十一月十七日 肥後守藤原武光上(表書)「御在判」

進上<sup>①</sup> 御奉行所

②に該当するものに、「請特蒙 恩裁、准先例、且任代々院宣・御教書旨、且依社家旧規、被寄当国吏務并段米錢以下料所、遂造営節」うた、同月の藤崎宮社司神官等解<sup>③</sup>申状が遺る<sup>④</sup>。⑤は、この解に「副進 一卷十八通 院宣・繪旨・御教書案并宮寺注文」とある。この解は、当時は「依世上動乱、被閣造営」で、さらに「去潤七月十五日夜暴風」により正殿・楼門など「悉以破壊顛倒」のため「所詮任先規、被寄吏務段米錢歟、不然者、以当社領地頭職闕所地、被寄進造営料所、被遂造畢者、尤可為神慮」と結ぶ。藤崎宮は、一宮阿蘇社とともに当国大社で、平将門追討のため石清水八幡宮を勧請した、九州五所別宮の一社と伝えられる。当宮造営は一國莊公一円に賦課される段米によって行われ（一國平均の役）、鎌倉期、その施行者は幕府であった<sup>（石井『鎌倉幕府と鎌倉國家』一四〇頁）</sup>。建武新政以降、当宮修理造営の關係史料は、他に殆ど遺らない。右の手續から、当時、その任は武光にある。また⑥とは征西府機構に違はなく、征西府（令旨）―武光により当宮造営がなされたといえよう。この場合、武光は、守護よりも、「肥後守」<sup>⑦</sup> 國司としての立場であろう（「当国吏務」）。当時、当国大社造営に、幕府方守護が関与した史料は遺らない。全て「肥後守」を世襲する菊池氏が関与しており、その際、菊池氏は守護の期間とは限らない。従来、武光と藤崎宮造営との關係に触れた論稿を知らない。

書状とは、あくまで形式上の分類で<sup>（書止文言、<sup>⑧</sup> 内容的には種々ある。</sup>阿蘇社領安堵の征西府令旨に対する一見状<sup>（阿蘇家文書下、<sup>⑨</sup> 阿蘇社への寄進<sup>（先述）</sup>等々だが、何れもいまままで閑説したから、これにとどめる。</sup>

以上、「肥後守」菊池武光は、当国守護を兼帯し、あくまで征西府を最高権力とした支配であった。当時、南朝方の九州経営は征西府に委任され、それで完結したことを象徴する。また当国は、形式的には南・北両系の守護が並立する。然し、北朝方守護阿蘇氏は、当職補任の事実は

認知しながらも、實際、年号「正平」の使用、武光を「守護人」と呼んで遵行申請するなど、相変わらず南朝方に立ち、自己の当職を否定している。守護制度上、注目すべき事例と考える。さらに武光は、肥前国守護で有効性もあり<sup>（肥前國<sup>⑩</sup>の項参照）</sup>、他の九州諸国守護の事実が検出される可能性もある。要するに彼は、征西府と在地勢力との接点として、九州での南朝勢力を晩くまで存続させる立役者であった。

〔注〕

(1) その他、広福寺文書に正平十九年七月十六日付の「藤原」禁制<sup>（参）</sup>が遺る<sup>（九五）</sup>。「藤原」を、従来の史料集では、菊池武光に比定する。然し、彼の発給文書を蒐集するに単に「藤原」なる署名の仕方は別に見当たらないし、また案文で花押が不明なので、姑く加えないでおく。「藤原」は菊池氏一族で、武光の可能性もあるが。

(2) <sup>（郡若海）</sup>藤井耕吉氏所蔵文書<sup>（史料編纂所<sup>⑪</sup>）</sup>。これと同日付・同文の「肥後守武光」施行状案が、「鎮西古文書編年録」に「筑後最田氏文書」として含まれ、「大日本史料」<sup>（六編）</sup>に所載がある。彼の施行状を蒐集すると、「守護代」宛の場合は実名「武光」のみで署し（私的側面）、他人宛の場合は官途「肥後守」と署す（公的側面）。藤井氏所蔵文書の方が原本である。「編年録」のものは、案写で、書写の過程で注とすべき「肥後守」を肩に付したと考えられる。

(3) この間、興國三年六月廿日付の後村上天皇令旨で、「守富庄地頭職」は「惟直・惟成勲功賞」として父の大宮司<sup>（惟）</sup>に宛行われた<sup>（阿蘇家文書上、<sup>⑫</sup> 一〇三號）</sup>。然し、以後、この繪旨と脈絡ある史料がなく、有効性はなかったとみてよい。

(4) 杉本氏はこの一六年六月に係争が終わったように解されるが<sup>（菊池氏三代、<sup>⑬</sup> 二〇三頁）</sup>、なお続くのが実態である。

(5) 直接、武光施行状は遺らないが、論所化して、その解決を征西府が彼に命じた例に、大野莊若崎村の場合がある。当村地頭職は、先述の通り、安富氏だが、相変わらず当知行は困難であった。正平一七年五月一〇日、武光宛に令旨が発せられた。当村地頭職半分は、「料所」として「給人」に付したが、



「替」を給人に宛給の後、安富泰治女子<sup>童</sup>に返付すべしと(源江家文)。この三年前、一四年七月二日の泰治讓状で当村は彼女に譲与されたが(同七)、間もなく、南朝方権力(征西府)により、地頭職は斯様に折半され、料所<sup>(菊池)</sup>に指定して味方を「給人」としたのである。右の返付命令の令旨は一四年八月の筑後大保原合戦で泰治が「属于武光御手、討死」した事実(同九)に対して発せられたものだろうか、「替」は一向に見付からず、「返付」は困難であった。やがて、同二年五月一八日の令旨は、当職の「替地」として「肥前国關所内相当半分之程」を以って「可被注申」と武光宛に命じた(同九)。二年後、二五年二月二日の令旨で、やっと当村地頭職全部が泰治女子に「返付」された(同九)。この場合も、武光の立場は守護と考える。

## 〔六〕 む す び

以上、主題に沿い、南北朝前半の当国政治史をみてきた。縷述した感が強いし、各章の末尾にもまとめをしているが、一応、つぎの点を示してむすびとしたい。

先ずこの期間の当国守護は、①大友氏泰 ②少弐頼尚 ③大友氏時 ④阿蘇惟澄 ⑤阿蘇惟村 ⑥菊池武光である。

つぎに、当国には古来の有力国人が多い。彼らは、領主制から領国制への志向が強く、動乱期も権力側に主体的立場を貫く。特に、国守菊池氏と大宮司阿蘇氏である。阿蘇氏は、建武政権の官社解放令で中央権門との縁が切れ領主制展開に一段と有利になり、動乱期の諸政治権力による宛行・寄進等で所領が拡大。守護少弐頼尚の例のように、権力側から阿蘇氏に契状を成す。また何れの権力も、阿蘇社(氏)領を他氏に給与した徴証はみえない(關所化の場合も一族間で処分)。阿蘇氏より強力なのは、菊池氏である。「肥後守」を世襲して国衙在庁組織を私的化、一宮阿蘇社など当国大社の支配権を確立、阿蘇氏は菊池氏に本質的に反抗できなかつた。阿蘇惟澄・惟村が、幕府から正式な当国守護に補任されながら、南朝方の菊池武光を「守護人」と称し、自らのそれを全く否

定しているのは、これを象徴しよう。九州は最後まで武家政権への統一が困難といわれるが、その典型は当国で、これを支えるのが二氏である。彼らの動きを分析・整理すべく、政治過程を敢えて縷述した。

第三に、そこで、中央、外来系権力は懐柔策として彼らに守護職を給与する。この期間の当国守護は、始めは何れも外来系(①②③)だが、つぎには当国々人系(④⑤⑥、将に二氏)。阿蘇氏の補任が当時の守護大友氏の去状↓推挙という行為に基づくこと、菊池武光の場合のように九州守護の補任権が征西府にある点は、守護制度上、興味深い。さらに北条政権滅亡直後の大友氏泰や観心擾乱後の大友氏時の例にみるように、政治過程上の重要な転機に、九州諸国の守護に大友氏が補任される。基盤の脆弱な他国経営(本国豊後)のため実質的支配は成しえないが、九州三守護家(少弐、大友、島津)の統制に苦慮する幕府がとった懐柔策で、三家の内、大友氏が最も「穩健」とみられた所為である。

最後に、農民と権力との関係、直接、農民を政治上に乗せてみる史料は見当たらない。「辺境」のためといえる。

以上の事実は、動乱後期、次の今川氏の段階をみれば、一層明らかとなる。今川氏については「南北朝後期、今川氏の肥後国支配について」と題して別に公表した(鹿大史学一九号)。また両者を通じての結論もその誌上において論じた。併せて参照いただければ幸いである。

〔付記〕 本稿作成の過程で、新城常三先生(成城大学 文芸学部)並びに杉本勲先生(現、愛知大学 文学部)・新田英治先生(東京大学 史料編纂所)には多大なお世話になった。

(S 46・1・20初稿。S 47・2・29補)